

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
I 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	1	気軽に健康づくりに取り組める環境整備	地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、日常生活の中で歩いてポイントを貯める「しんじゅく健康ポイント」や、健診（検診）等の受診、健康イベントや健康づくり活動への参加など様々な健康行動でスタンプを貯める「しんじゅく健康スタンプラリー」を実施して、多くの区民が健康づくりに参加するきっかけをつくります。また、より多くの区民が日常生活の中で習慣的に歩くことができるよう、身近な運動であるウォーキングに取り組みやすい環境を整備します。	健康部
		2	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進		
		2①	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発するとともに、身近な地域で住民主体で実践できるような活動を支援します。	福祉部 健康部
		2②	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の健診・医療情報等に基づき、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、訪問指導等個別支援を行うとともに、地域の様々な場で健康教育や健康相談等を行うなど、高齢者がフレイル予防を実践できるよう医療専門職が総合的な支援を行います。	福祉部 健康部
		3	健康な食生活へのサポート	食に関する正しい知識を普及啓発し、区民の野菜摂取量を増やすために1日に必要な野菜摂取量の認知度向上を図ります。また、保育施設・学校・事業所等の給食施設、食品販売店等において、「しんじゅく野菜の日」を活用して必要な野菜摂取量の周知を行うとともに、野菜が多く摂れるメニューを提供する場を増やすことで、健康的な食生活の推進を図ります。	健康部
		4	生活習慣病治療中断者への受診勧奨	生活習慣病3疾病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）は、一度発症すると治癒することは少ないため、病状悪化の防止が重要であり、定期的な診療と継続的な服薬が求められます。国民健康保険の診療報酬明細書等（レセプト）のデータを活用して、生活習慣病治療患者のうち、治療中断の可能性がある被保険者に対し医療機関への受診を勧奨することで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。	健康部
		5	糖尿病予防対策の推進	代表的な生活習慣病であり、重大な合併症を引き起こす糖尿病を予防するために、区民が糖尿病を発症しやすい生活習慣について理解し、健康的な生活を送ることができるよう、正しい知識の普及啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。	健康部
		6	糖尿病性腎症等重症化予防事業	糖尿病で通院する患者のうち、重症化するリスクが高い者に対し、医療機関と連携した保健指導を実施することで、糖尿病性腎症による透析への移行等を防止します。	健康部
		7	女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、四谷保健センター内の女性の健康支援センターにおいて、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談、女性特有のがんについての普及啓発等、思春期から老年期までの女性のライフステージに応じた健康を支援します。	健康部
		8	こころの健康づくり	こころの健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとる等、ストレスと上手に付き合うことが大切です。関係機関との連携等により、こころの健康についての啓発活動を充実させることで、こころの病気やストレスに対処できるような環境づくりを推進していきます。	健康部
		9	自殺総合対策	誰も自殺に追い込まれることがないよう、地域連携の強化、相談支援体制の強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。	健康部
		10	生涯を通じた歯と口の健康づくり	生涯を通じた歯と口の健康を支援するため、ライフステージごとの取組を推進します。乳幼児期から学齢期は、支援者となるデンタルサポーターを育成し、園や学校での歯科健康教育および地域の歯科診療所での歯科健康診査やフッ化物塗布を実施します。また、口腔機能の発育・発達を目的とした保健センターでの歯科相談を実施します。成人期、高齢期には歯科健康診査、妊婦歯科健康診査、後期高齢者歯科健康診査を実施するとともに出張講座などによる普及啓発を行い、歯科疾患の予防と口腔機能の獲得、維持、向上を支援します。	健康部
		11	公衆浴場の支援	区内公衆浴場への支援を行い、転廃業を防止し、区民の保健衛生、健康増進、地域コミュニティの存続等を図るため、区内公衆浴場に対して、設備更新、健康増進型公衆浴場への施設更新、公衆浴場活性化のためのイベント実施等に係る経費の助成や運営費助成、改修資金の融資あっせん・利子補給を行います。	地域振興部
		12	中強羅区民保養所の管理運営	区民の健康回復や保養のため、箱根の中強羅に設置した中強羅区民保養所（箱根つつし荘）の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		13	区民健康村の管理運営	豊かな自然環境の中で、区民の心と体の健康を保ち、余暇の充実を図るため、八ヶ岳ふもとに設置した区民健康村（グリーンヒル八ヶ岳）の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
14	高齢者健康増進事業（いきいきハイキング）	体力に自信のある60歳以上の高齢者を対象として、ハイキングを実施し、高齢者のいきがいづくりと健康維持増進を図ります。	福祉部		
15	高齢者健康増進事業（マッサージサービス）	地域交流館等において、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るため、60歳以上の区民に対し1回30分につき1,000円の自己負担で、各館年18回のマッサージサービスを行います。	福祉部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
I 暮らしやすさ1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	16	高齢者健康増進事業（ふれあい入浴）	高齢者及び身体障害者等を対象として、健康増進と交流・ふれあいを目的に、月に4回まで区内の公衆浴場に入浴できる「ふれあい入浴」事業を行います。	福祉部
		17	高齢者健康増進事業（湯ゆう健康教室）	身近にある公衆浴場を利用して、保健師等による保健講話やレクリエーションを実施し、健康づくりの推進及び交流を図ります。	福祉部
		18	地域保健医療支援体制の推進	在宅療養者の支援を目的に、かかりつけ医機能の推進や緊急的に一時入院できる病床の確保等を行います。また、地域保健医療体制の整備に関する具体的な方策を協議・検討するための協議会を運営します。在宅療養にかかわる人材育成や区民の在宅療養への理解促進を行います。	健康部
		19	国民健康保険の運営	「国民健康保険法」に基づき、新宿区に住民登録をしていて他の医療保険制度に加入していない方（自営業の方や会社などを退職された方等）を対象とした国民健康保険制度を運営します。	健康部
		20	生活習慣病予防の推進	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、新宿区の国民健康保険加入者のうち、40～74歳の方に対し、特定健康診査、特定保健指導を行います。あわせて、糖尿病等の治療が必要な方を医療につなげる取組も行います。	健康部
		21	健康増進事業等	「健康増進法」等に基づき、区民一人ひとりが主体となって取り組む健康づくりを支え、推進するため、各種の健康診査、健診後の健康相談、健康教育等を行います。	健康部
		22	栄養指導	「健康増進法」に基づき、事業所、病院、児童福祉施設等の特定給食施設がその特性に応じた適切な栄養管理を実現できるよう指導します。また、「食品表示法」及び「健康増進法」に基づき、栄養成分表示や誇大表示の禁止についての相談・助言を行います。	健康部
		23	食育の推進	食に関する正しい知識と理解を深め、生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れることを目的として、「新宿区食育推進計画」に基づき、広く区民に食育を推進します。	健康部 教育委員会 事務局
		24	かかりつけ歯科医機能の推進	身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の機能強化を図り、安全安心な歯科医療を提供できる体制づくりを進めます。また、障害者の生涯にわたる歯と口の健康のために、障害者施設における歯科保健の取組を行います。	健康部
		25	歯科医療協議会の運営	歯科保健事業をより効果的に実施するため、歯科保健・歯科医療の課題等について協議を行い、歯科保健行政に反映させていきます。	健康部
		26	喫煙による健康被害の防止	喫煙や受動喫煙による健康影響から区民を守るため、たばこの健康影響に関する普及啓発や、未成年・父母等に対する喫煙防止対策を行います。また、禁煙の意向を持つ区民に対して、禁煙の指導・助言を行います。	健康部
		27	受動喫煙防止対策の推進	区民や事業者からの受動喫煙防止対策の相談や、助言、指導等を実施し、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進します。	健康部
		28	医療安全相談窓口の運営	「医療法」に基づき、新宿区患者の声相談窓口を設置し、区内の診療所等の医療に関する相談に対応します。	健康部
		29	精神障害者への支援	精神障害の相談を受けるほか、デイケア、アウトリーチ支援や、措置入院をはじめとした入院中の精神障害者に対する退院支援等により、精神障害者やその家族等が地域で安定した生活を送るための支援を行います。	健康部
		30	骨粗しょう症予防検診	20歳以上の区民を対象に骨密度測定を行い、骨粗しょう症の早期発見と骨粗しょう症予防に関する知識の普及啓発を行います。	健康部
		31	訪問指導の充実	区民で療養上の指導が必要な方等を対象に、保健センターから保健師等が家庭訪問して保健指導を行い、心身機能の低下防止や健康の保持増進を図ります。	健康部
		32	保健センターの管理運営	保健センターを管理運営し、区民の健康維持・増進、医療知識の普及・啓発のため、各種健康相談や健診を行います。	健康部
		33	休日診療	休日における急病に対応するため、新宿区医師会会区民健康センターで内科・小児科の診療及び電話による医療機関案内等を実施します。また、休日歯科診療所を当番医制で区内2カ所に開設します。	健康部
		34	小児夜間診療	夜間における子どもの急病に対応するため、国立国際医療研究センター病院内に診療室を開設し、小児科診療を行います。	健康部
		35	元気館の管理運営	運動習慣の定着を目的とする健康増進事業を実施して、区民の健康保持とその増進を図るとともに、地域における健康づくり活動を支援するため、元気館の管理運営（指定管理者）を行います。	健康部
		36	地域健康づくりの推進	区民の健康寿命のさらなる延伸に向けて、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するため、健康づくりの普及啓発を行います。	健康部
		37	健康づくり行動計画（がん対策・食育推進計画）の推進	区民、学識経験者、関連団体から推薦を受けた者等で構成される新宿区健康づくり行動計画推進協議会を開催し、健康づくり行動計画（がん対策・食育推進計画）の進捗状況や達成度を評価するとともに、今後の健康づくり事業の展開に意見を反映させます。	健康部
		38	がん患者のウィッグ購入費等助成	がん治療に伴う外見（アピランス）の変化の悩みを抱えている患者が、自分らしく生活できるよう、ウィッグなどの購入やレンタル等にかかる費用の一部を助成することで療養生活を支援します。	健康部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部		
I 暮らしやすさ1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	39	地域で支え合うしくみづくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支える体制の整備を進めます。	福祉部	
		40	介護保険サービスの基盤整備			
		40①	地域密着型サービスの整備	要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを提供できる施設の整備を行います。	福祉部	
		40②	特別養護老人ホームの整備	在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民設民営方式による特別養護老人ホームの整備を行います。	福祉部	
		40③	ショートステイの整備	高齢者が、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられ、また、家族の介護負担が軽減されるよう、民設民営方式によるショートステイの整備を行います。	福祉部	
		41	認知症高齢者への支援体制の充実	今後、急速に増加が見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症についての正しい知識の普及を進めていくなど、地域で認知症高齢者を支援する体制を充実していきます。	福祉部	
		42	多様な主体による支え合いの推進	高齢者自身も含めた多様な世代が、地域で高齢者を支える担い手となって活動できるよう育成、支援を図ります。また、区民が主体となって体操や趣味活動等の介護予防に資する活動を行う通いの場の情報発信や運営支援、参加促進を進めるとともに、関係機関との連携強化を図り、地域で支え合うしくみづくりを推進します。	福祉部	
		43	認知症高齢者支援の推進	認知症初期集中支援チームによる支援、認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援、認知症診療連携マニュアルの作成・普及などを実施し、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実、認知症高齢者が地域で自分らしく暮らし続ける体制づくり、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進していきます。	福祉部	
		44	一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス	一定の条件に該当する一人暮らしの認知症高齢者に対して、ヘルパーを派遣し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。	福祉部	
		45	高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者総合相談センターの相談体制や、家族介護者等の支援の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。	福祉部	
		46	在宅医療・介護連携ネットワークの推進	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、安心して看取りまでできる体制の強化を目指し、病院、診療所、歯科診療所、薬局等の医療ネットワークを推進するとともに、ケアマネジャー、介護サービス事業者等を含めた多職種連携を推進し、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう取り組みます。また、在宅医療相談窓口、在宅歯科相談窓口、がん療養相談窓口の充実を図り、区内の医療と介護の支援情報を区民や関係者に情報発信します。	福祉部 健康部	
		47	シルバーピア（高齢者集合住宅）の管理運営	新宿区が指定する住宅（シルバーピア）に高齢者の生活援助等を行うウーデン（生活協力員）・LSA（生活援助員）を配置することにより、高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ります。	福祉部	
		48	特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理	東京都の経営支援補助金の対象とならない元区立の特別養護老人ホームの運営の助成や、区所有の貸付施設（特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター）の維持管理等を行うことにより、各施設のサービスの維持・向上を図ります。また、区内の特別養護老人ホームが医療処置を要する区民を受け入れる際に、運営経費の一部を助成します。	福祉部	
		49	高齢者保健福祉計画等の推進	区民、学識経験者、保健福祉関係者で構成される新宿区高齢者保健福祉推進協議会を設置し、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進行管理及び計画の見直しの協議を行います。	福祉部	
		50	高齢者向け総合情報冊子の発行	区民を適切な窓口や高齢者サービスの利用につなげることを目的とし、高齢者向け各種事業や相談窓口等について、わかりやすい情報を総合的に提供できる冊子として「高齢者くらしのおたすけガイド」を作成・配布します。	福祉部	
		51	老人福祉施設への入所等措置	家庭で生活することが困難な65歳以上（特別の場合は60歳以上）の方の養護老人ホームへの入所措置や、虐待を受けている高齢者等のために、やむを得ない事由による措置を行います。	福祉部	
		52	一人暮らし高齢者等への助成	一定の条件に該当する一人暮らし高齢者等に対して、日常生活を支える事業（配食サービス、理美容サービス、緊急通報システム等）を実施し、高齢者の自立した生活を支えます。	福祉部	
53	紙おむつ等購入費助成	おむつを必要とする高齢者等のうち一定の条件に該当する方を対象に、おむつ購入費の一部を助成します。	福祉部			
54	補聴器及び杖の支給	一定の条件に該当する高齢者に対して、補聴器及び杖を支給することにより、日常生活での不便を解消します。	福祉部			
55	特別養護老人ホームの入所調整	特別養護老人ホームの入所にあたって、より必要度の高い方から入所できるよう、必要度を点数化し入所調整を行います。	福祉部			

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
I 暮らしやすさ1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	56	徘徊高齢者等緊急一時保護	緊急保護を要する徘徊高齢者等を、24時間対応が可能な宿泊施設に確保した緊急保護用ベッドで一時的に保護します。	福祉部
		57	高齢者緊急ショートステイ事業	介護する家族の疾病等により緊急にショートステイが必要な方に対し、有料老人ホームの居室を提供することで、要介護高齢者の介護及び生活の場を一時的に保障し、在宅生活を支援します。	福祉部
		58	介護者リフレッシュ支援事業	一定の条件に該当する高齢者に対して、ヘルパーを派遣し、当該高齢者を介護する者の精神的負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を創出します。	福祉部
		59	地域見守り協力員	75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を地域見守り協力員（ボランティア）が定期的に訪問し、安否の確認や、孤独感の解消を図ります。新宿区社会福祉協議会に委託して実施します。	福祉部
		60	一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布	75歳以上の一人暮らし高齢者に、情報紙「ぬくもりだより」を月2回訪問配布し、生活に役立つ情報提供などを行うとともに、地域との交流が少なくなりがちな高齢者の安否確認・見守りを行います。	福祉部
		61	地域安心カフェ	高齢者及びその介護者等が気軽に交流や相談ができる場を設け支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防し、地域の支え合いの充実に図ります。	福祉部
		62	介護支援等ボランティア・ポイント事業	区内の介護保険施設等でのボランティア活動や高齢者の見守り活動等を行った際に、換金又は寄附できるポイントを付与することにより、地域における高齢者等への支え合い活動の担い手を育成、支援します。	福祉部
		63	高齢者見守り登録事業等	高齢者に身近な民間事業者が、業務中に気付いた高齢者の異変を高齢者総合相談センター等へ連絡し、関係機関と連携して地域の高齢者をゆりやかに見守ります。また、熱中症予防パンフレットや見守りキーホルダー、高齢者見守り啓発用チラシの配布等を通じて、地域における見守り支え合いの充実に図ります。	福祉部
		64	高齢者の権利擁護の普及啓発	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会の開催等を通じて、高齢者の権利擁護に関するネットワークの充実に図り、虐待防止等についての有効な手立てを検討します。	福祉部
		65	特別永住者等福祉特別給付金	国民年金制度上、老齢年金等を受けることができない特別永住者等に福祉特別給付金を支給し、当該特別永住者等の福祉の向上を図ります。	福祉部
		66	高齢者在宅サービスセンターの管理運営	介護を必要とする在宅の高齢者等及びその家族の福祉の向上を図るため、区立高齢者在宅サービスセンター（百人町）の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部
		67	介護人材確保・育成支援	区内で介護保険サービスを提供している事業所等を対象にして、介護福祉士の資格取得費用助成や、適切な事業所運営やスキルアップのための研修等を実施することで、区内の介護保険サービスの質の向上を図ります。併せて、人材の確保を図るため、介護人材入門的研修を実施します。	福祉部
		68	介護従事職員宿舍借り上げ支援事業	区内で介護保険サービスを提供している事業者を対象にして、介護従事職員の宿舍借り上げを支援し、介護人材の確保定着を図るとともに、民間福祉施設による福祉避難所の拡充を進めます。	福祉部
		69	介護保険サービス利用者負担の軽減	低所得者を対象に、介護保険サービス利用時の負担額を軽減します。	福祉部
		70	介護保険制度の運営	介護保険の被保険者の資格取得・喪失、保険料の賦課・徴収や還付、保険給付等の管理を行うとともに、各種申請の受付や相談など、介護保険制度を運営します。	福祉部
		71	介護保険料の収納対策等	納付相談員による介護保険料の徴収や介護保険制度の趣旨普及を含めた活動のほか、在宅で納付できるモバイル収納などの多様な決済手段に対応することにより、介護保険料の収納率向上を図ります。	福祉部
		72	介護保険サービスの質の向上	事業者の質の向上と育成支援を主眼に、新宿区介護サービス事業者協議会の運営支援、事業者向け研修会の開催支援、情報提供等を行います。	福祉部
		73	地域密着型サービス事業者の指定	地域密着型サービス、介護予防支援、居宅介護支援の事業者の指定を行います。地域密着型サービスの指定等に関しては、新宿区地域包括支援センター等運営協議会で意見を聴取します。	福祉部
74	要支援・要介護認定の実施	要支援・要介護認定申請を受けて、介護認定審査会の判定に基づき要介護認定等を行います。審査に当たっては、主治医意見書を徴収すると共に、認定調査を行います。	福祉部		
75	介護保険制度の周知	介護保険制度の趣旨を広く周知するため、「介護保険べんり帳」等の作成・配布、ホームページによるサービス事業者の情報提供等を行います。	福祉部		
76	介護給付適正化の推進	介護サービス事業者に対する指導検査、介護報酬請求内容の点検などを行い、サービス利用及び介護費用の適正化に取り組み、介護保険制度の安定的な運営を図ります。	福祉部		
77	介護保険サービス給付費の支給等	介護保険法に基づき、居宅サービス費、施設サービス費など各種サービスの保険給付費を支給します。東京都国民健康保険団体連合会に介護報酬明細書の審査及び各サービス事業者への介護報酬の支払を委託します。	福祉部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	78	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業を実施します。また、高齢者が介護予防に継続して取り組めるよう一般介護予防事業を実施します。	福祉部
		79	家族介護慰労金支給	要介護者（要介護度4・5）を1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して、慰労金を支給します。	福祉部
		80	徘徊高齢者探索サービス	認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護する方に対して、位置情報専用端末機を貸出し、位置情報を提供します。	福祉部
		81	新宿区シルバー人材センター運営助成等	公益社団法人新宿区シルバー人材センターに対して必要な経費の一部を助成することにより、高齢者の就業機会の増進及び生きがいづくりの一助しと、地域社会の発展に寄与することを目指します。	福祉部
		82	高齢者福祉活動事業助成等	高齢者の生活支援、介護予防、いきがいづくり及び健康づくり等に関する活動を行う団体に対し、助成を行います。	福祉部
		83	高齢者クラブへの助成等	高齢者クラブの活動を支援するため、高齢者クラブ運営費や連合会事業への助成等を行います。	福祉部
		84	都市型軽費老人ホーム整備助成	都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、整備事業者を募集し、東京都の制度を利用して整備費を助成します。	福祉部
		85	敬老事業	敬老会、ことばき祝金及び区長による高齢者訪問により長寿のお祝いを行います。	福祉部
		86	高齢者健康増進事業（高齢者福祉大会）	高齢者クラブ会員や地域交流館等利用者が日頃練習した踊りや唄等を発表する場として、高齢者福祉大会を開催します。	福祉部
		87	高齢者健康増進事業（いきがいづくり支援等）	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるよう、地域の高齢者を対象とした「いきがいづくり支援・地域交流支援・介護予防」の取組を実施します。	福祉部
		88	シニア活動館の管理運営	シニア世代の方及び高齢者がボランティアなどの社会貢献活動の拠点の場とするとともに、シニア世代の方等を対象とした健康及び福祉の増進を図るため、シニア活動館の管理運営（指定管理者）を行います。また、地域の実情やニーズを踏まえ、担い手や団体の育成・支援、活動のコーディネート等を行うことにより、「地域支え合い活動」を展開します。	福祉部
		89	地域交流館の管理運営	地域における高齢者の福祉を増進するために行われる高齢者相互の交流の拠点とするとともに、高齢者に係る健康及び福祉の増進を図るため、地域交流館の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部
		90	薬王寺地域ささえあい館の管理運営	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の健康及び福祉の増進を図るとともに、地域支え合い活動の拠点として、薬王寺地域ささえあい館の管理運営を行います。	福祉部
	91	後期高齢者医療制度	平成20年4月から、75歳以上（一定以上の障害のある場合は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が創設され、運営主体となる広域連合は資格管理・保険料賦課・保険給付等を行い、区は保険料の徴収と各種申請等の窓口事務を行います。	健康部	
	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	92	障害者グループホームの設置促進	障害者の地域での生活を支援するため、民設民営方式によるグループホームの整備に対して施設整備費等の補助を行い、設置促進を図ります。	福祉部
		93	区立障害者福祉施設の機能の充実	障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路の選択肢を確保するため、生活介護事業の充実を図ります。また、家族の高齢化に伴う介護負担の軽減のため、短期入所事業の充実を図ります。新宿生活実習所の建替えを行い、新施設において生活介護事業及び短期入所事業の定員の拡充を行います。また、障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護事業の定員の拡充を行います。	福祉部
		94	障害を理由とする差別の解消の推進	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、令和6年4月から民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。改正法の趣旨を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害の特性に応じた合理的配慮等の提供が促進されるよう、コミュニケーション支援等の推進や区民及び事業者への理解啓発活動を行います。また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者やその家族からの相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に推進していきます。	福祉部
		95	心身障害者扶養年金事務（扶養共済制度）	心身障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害となった場合に、心身障害者に年金を支給します。	福祉部
		96	心身障害者医療費助成事務	身体障害者手帳1・2級（内部障害者は3級まで）、愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級の方が医療保険で診療等を受けた場合に、自己負担分の費用を助成します。	福祉部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	97	障害者計画等の推進	障害福祉サービスに関係する機関等が連携を図り、また地域における障害者等への支援体制に関する課題検討などを行う障害者自立支援協議会を運営します。また、「新宿区障害者計画」等を推進します。	福祉部
		98	障害者自立支援ネットワーク	障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組を行います。また、身体障害者、知的障害者、家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。	福祉部
		99	介護給付費等の支給に関する審査会	介護給付費等の支給に関する審査会は、「障害者総合支援法」に基づき設置しており、障害支援区分の認定を行います。	福祉部
		100	障害児等タイムケア事業	小・中・高校生の障害児等に対し、放課後や夏休み等の居場所を提供します。事業を実施する社会福祉法人に対し、運営経費の一部を助成します。	福祉部
		101	障害者就労支援施設事業運営助成	民営の障害者就労支援施設等を運営する社会福祉法人等に対し、安定的な施設運営をサポートし利用者支援の充実に図るために、運営経費の一部を助成します。	福祉部
		102	障害者支援施設運営助成	障害者支援施設新宿けやき園及びシャロームみなみ風に対し、夜間看護職員の配置に対する助成や日中の生活介護利用者のための通所バス運行等に対する助成などを行います。	福祉部
		103	指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務	適正な障害福祉サービスの提供等のために、区内の指定障害福祉サービス事業者等に対し、指導検査を行います。	福祉部
		104	障害者への自立支援給付費等	障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、介護給付費等、訓練等給付費等、自立支援医療費、補装具費、相談支援給付費、高額障害福祉サービス費などを支給します。	福祉部
		105	障害児支援給付	障害児が身近な地域で適切な支援を受けられることができるよう、障害児への通所支援費、障害児が受けるサービスの利用計画作成費などを支給します。	福祉部
		106	障害者支援施設への短期入所措置等	虐待を受けた障害者の生命の安全を確保するため、養護者等から分離し、一時的に保護することが必要な場合に、障害者支援施設へ短期入所等の措置を行います。	福祉部
		107	障害者地域生活支援事業	障害者に対し、相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業（日中ショートステイ、障害児等タイムケア事業、土曜ケアサポート事業）、巡回入浴サービス事業等を行います。	福祉部
		108	福祉手当等の支給	障害（身体、知的、精神）がある方や難病患者の方に心身障害者福祉手当を支給します。また、原爆被災者への見舞金や、国や都の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当を支給します。	福祉部
		109	心身障害者への助成	障害者に対し、歯科診療、リフトタクシーの運行委託、タクシー利用料、自動車燃料費、自動車運転教習費、障害者位置探索システム加入費用等の助成を行います。	福祉部
		110	在宅重度心身障害者への助成	在宅重度心身障害者に対し、理美容サービス、介護人休養サービス、寝具乾燥・消毒サービス、紙おむつ費用助成、重度脳性麻痺者介護人派遣、緊急通報システム・火災安全システムの提供などを行います。また、重症心身障害児等に対し、在宅レスパイト等サービスを行います。	福祉部
		111	身体障害者への助成	自らが運転する自動車を所有する身体障害者が、就労等に伴い自動車を改造する場合に、その費用を助成します。また、外出困難な身体障害者に対し電話使用料を助成します。	福祉部
		112	遠距離施設訪問家族交通費助成	遠隔地の施設等に入所している障害者の家族が、施設を訪問する際の交通費の一部を助成します。	福祉部
		113	視覚・聴覚障害者支援事業	視覚・聴覚に障害のある方を対象に、情報提供や代読・代筆等のサービスを行い、障害のある方同士の交流を図る事業と場を提供します。	福祉部
114	特別永住者等重度障害者特別給付金	国民年金制度上、障害基礎年金を受けることができない特別永住者等の方へ、重度障害者特別給付金を支給します。	福祉部		
115	障害者医療的ケア体制への支援	区内の福祉ホーム等の施設利用者及び在宅で生活する重度身体障害者に対して、訪問看護事業等に委託し、たんの吸引等の医療的ケアを実施するとともに、各施設の介護職員や保護者に対して研修等を通して、医療的ケアに関する知識、技術の習得を図ります。	福祉部		
116	あゆみの家の管理運営	心身に障害のある区民やその家族の福祉の向上を図るため、生活介護事業、短期入所・日中ショートステイ事業等や、生活介護利用者に対する給食・送迎サービスを実施するあゆみの家の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部		
117	障害者施策推進協議会の運営	障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、新宿区における障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者施策推進協議会を設置・運営します（公募区民委員や障害者団体の代表者委員等による構成）。	福祉部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	118	障害者就労支援推進	障害者の就労機会の拡大を図るため、区内障害者就労支援施設への委託により、新宿区障害者による地域緑化推進事業を実施しています。	福祉部
		119	障害者ヘルプカード等の作成	緊急時や災害時に障害者への援助をスムーズに行うため、ヘルプカードを作成し、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等に配布します。	福祉部
		120	福祉作業所の管理運営	障害者の自立の支援その他の障害者福祉の増進を図るため、就労継続支援B型事業及び生活介護事業を行う福祉作業所の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部
		121	障害者福祉センターの管理運営	障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者に対する相談・福祉情報の提供、福祉サービスの利用支援などを行う障害者福祉センターの管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部
		122	新宿生活実習所の管理運営	知的障害者の社会参加や社会生活能力の向上を図ることを目的として、生活支援や自立に向けての援助を行う新宿生活実習所の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部
		123	障害者生活支援センターの管理運営	精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行う障害者生活支援センターの管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部
		124	難病対策事業	難病患者等の方やそのご家族に対して、専門医による療養相談、保健師による面接、訪問等による相談を行うとともに、看護師派遣等を行います。また、骨髄等の移植を完了したドナー等に助成金を交付することで、ドナー登録の増加や、骨髄等の適切な提供を推進していきます。さらに、難病患者への地域の実情に応じた支援体制について協議・検討するための協議会を運営します。	健康部
	4 安心できる子育て環境の整備	125	保育基盤整備の推進	地域の教育・保育の量の見込みを踏まえ「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」の策定や見直しを実施する中で、地域ごとの就学前児童数の状況等を詳細に検証し、必要な地域に適切な規模で保育基盤の整備を実施することにより、保育を必要とする家庭の支援を行っていきます。	子ども家庭部
		126	学童クラブの定員拡充	保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、需要増に対応するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた学童クラブの定員拡充を図ります。	子ども家庭部
		127	妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭のニーズが多様化しています。妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るため、妊娠期・出産後・乳幼児期の節目に、保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。また、これまで以上に児童福祉分野と母子保健分野が連携して、計画的かつ継続的な支援を行うため、「子ども家庭センター」を設置します。総合的な少子化対策を推進していくために、児童福祉や母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、経済的支援も一体的に実施しながら妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を充実させていきます。	子ども家庭部 健康部
		128	児童相談体制の整備	虐待などの問題から子どもを守るため、職員の更なる専門性の向上を図りつつ、児童相談所の設置について検討していきます。あわせて、都区連携による取組として東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。	子ども家庭部
		129	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関の連携を強化し、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用した子ども・若者総合相談窓口において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。また、人や社会との関わり方に困難を抱える若者を支援していきます。さらに、家庭内のデリケートな問題から表面化しにくい課題を抱える子どもを適切な支援につなげられるよう、関係機関を含めた研修や周知啓発を実施します。	子ども家庭部
		130	子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援	子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターにおいて、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。さらに、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	子ども家庭部
		131	子どもショートステイ	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預ります。また、保護者及び児童の養育環境等により特に支援が必要な家庭を対象としたショートステイ、親子一緒にのショートステイのほか、子ども本人の希望による預りも行います。	子ども家庭部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
I 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	132	家事育児サポート事業	保護者の多様なニーズに応えるため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成します。また、育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（産後ドゥーラまたはヘルパー）を派遣することで、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。	子ども家庭部
		133	発達に心配のある児童への支援の充実	障害や心身の発達に心配のある児童が、家庭や地域で健やかに成長できるよう、総合的な支援を推進するため、多様化する療育ニーズに対応していきます。相談や障害児通所支援に加え、保育所など児童が日常の集団生活を営む場で支援を行うほか、ペアレントメンター（障害児の育児経験を持つ方）による相談、児童の一時預かりによる保護者へのケアなど、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。	子ども家庭部
		134	放課後子どもひろば	小学生が自由に集い、自主的に活動する自由な遊び場と体験プログラムの場である放課後子どもひろばに加え、放課後子どもひろばに出欠確認等学童クラブ機能の一部を付加した「ひろばプラス」を実施し、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	子ども家庭部
		135	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、引き続き子どもの貧困対策等に資する事業を着実に展開するとともに、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう周知の充実を図り、取組をより一層推進します。	子ども家庭部
		136	子どもの施策への参画促進	子どもが区長と直接意見交換をする小・中学生フォーラムの実施などにより、子どもが区政に参加できる機会を確保します。	子ども家庭部
		137	家庭・地域の教育力向上支援	自立した青少年の育成を目的として体験活動の充実を図る青少年活動推進委員の活動や、子育て支援の輪の構築・拡大を目的とした地域団体等の見本市である新宿子育てメッセの開催により家庭・地域の子育てを支援します。	子ども家庭部
		138	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、「ひとり親家庭サポートガイド」等による情報提供、医療費の助成、家事援助者の雇用に対する費用助成、就業支援や資格取得支援、養育費確保、レクリエーションなどへの支援を行います。	子ども家庭部
		139	子ども未来基金	「新宿区子ども未来基金」を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する活動に対し助成及び支援を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支えます。	子ども家庭部
		140	学校安全対策	子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全確保や学校等の安全管理を図ります。また、防犯啓発用冊子の作成、非常通報装置（学校110番）や通学路防犯カメラの保守、PTA防犯パトロール支援等を行います。そのほか、中学生と地域の防災訓練の実施を支援します。	教育委員会事務局
		141	島田育英基金	将来の社会に有為な人材を育成するため、学業優秀な区内在住中学生に対し、高等学校等へ進学する際に育英資金を支給します。	総務部
		142	保育施設のサービス評価事業	区立保育所・子ども園の福祉サービス第三者評価の実施や、私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所のサービス評価受審経費の補助を行います。	子ども家庭部
		143	保育園児等への日本語サポート	日本語のサポートが必要な園児を対象とした日本語の指導支援や、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会への通訳の派遣を実施します。	子ども家庭部
		144	保育従事職員資格取得支援事業	新宿区内の保育施設に勤務している、保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、保育に必要な人材の確保を図り、保育サービスの質の向上を目指します。	子ども家庭部
		145	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び離職防止を図り、保育サービスの質の向上を目指します。	子ども家庭部
		146	保育の必要性の認定及び入所に係る事務	「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」に基づき、認可保育施設等への入所を希望する児童に対しては教育・保育給付認定及び入所に係る事務を行います。認可外保育施設等の利用にあたり幼児教育・保育の無償化の給付対象となる児童に対しては、施設等利用給付認定に係る事務を行います。	子ども家庭部
147	区立保育所の管理運営	区立保育所の管理運営を行います。また、多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時保育、障害児保育、年末保育なども行います。	子ども家庭部		
148	私立認可保育所への保育委託	保育が必要であると認定された児童のうち、私立認可保育所に入所している児童についてその費用を支弁します。	子ども家庭部		
149	区立子ども園の管理運営	区立子ども園の管理運営を行います。また、一時保育や定期保育のほか、子育て相談や、未就園児親子の交流の場を設置する等、子育て支援事業を行います。	子ども家庭部		
150	私立認定こども園への施設型給付等	保育が必要であると認定された児童のうち、私立認定こども園に入所している児童についてその費用を支弁します。	子ども家庭部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の 新宿	4 安心できる子育て環境の整備	151	地域型保育給付等	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を利用する児童についてその費用を支弁します。	子ども家庭部
		152	私立認可保育所等における特別保育事業	私立認可保育所、私立認定こども園等において延長保育事業、一時保育事業、定期保育事業、病児・病後児保育事業を実施します。	子ども家庭部
		153	保育士等キャリアアップ補助事業	保育士等が専門性を高めながらやりがいを持って働けるよう、保育士等のキャリアアップの取組を行う事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を目指します。	子ども家庭部
		154	認証保育所への認可化移行支援	認可保育所への移行を希望する区内認証保育所に対し、移行にあたっての課題の抽出とその解決のための助言、認可に向けた具体的手続等を支援します。	子ども家庭部
		155	認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、区民の保育料負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。	子ども家庭部
		156	認可外保育施設の利用者への助成	認可保育所等への入園が不承諾となった区民が、一定の基準を満たした認可外保育施設を利用した場合に、保育料負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。	子ども家庭部
		157	施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象の認証保育所、認可外保育施設、一時保育事業、ひろば型一時保育事業等を利用し、給付の認定を受けた子どもの保護者に対して、上限額の範囲内で施設等利用費を給付します。	子ども家庭部
		158	保育士就職相談・面接会の実施	就職相談会・面接会を実施し、私立認可保育所等を運営する民間事業者における保育人材の確保を支援します。	子ども家庭部
		159	保育指導検査事務	区立保育所・子ども園や、私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所等を対象として、区職員による指導検査を実施することにより、適正な運営管理及び保育の質の維持向上を図ります。	子ども家庭部
		160	児童館の管理運営	児童館の管理運営を行います。児童館では、子どもたちへの健全な遊び場の提供、遊びの指導や子ども読書活動などを行うほか、幼児サークルや身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所づくりを推進しています。	子ども家庭部
		161	青少年健全育成活動	社会を明るくする運動やこどもまんなか月間などを通じて、青少年の非行防止、非行に陥った者の更生・援助のための地域活動、青少年自身の社会参加の実践活動を奨励し、青少年の健全育成に努めます。	子ども家庭部
		162	地区青少年育成委員会活動への支援	地区青少年育成委員会が行う事業への助成や、合同研修会などの合同行事等への支援を行い、青少年の健全育成活動の活性化を図ります。	子ども家庭部
		163	地域活動指導員	青少年の体験活動の充実や家庭地域の教育力向上のため、専門職として地域の教育力等の技術的指導・助言を行います。	子ども家庭部
		164	思春期の子育て支援	思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として、連続講座やシンポジウムを開催します。	子ども家庭部
		165	未来を担うジュニアリーダーの育成	区内で実施される地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍する人材の発掘と、子どもの自主性・協調性の育成を目的とし、年間を通じた連続講座を実施します。	子ども家庭部
		166	ファミリーサポート事業	保育施設等の時間外に子どもを預かるなど、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会へ委託して実施します。	子ども家庭部
		167	ひろば型一時保育	理由を問わず身近な場所で、短時間、乳幼児を預かることにより、子育て家庭を支援します。対象は生後6か月から小学校就学前までです。	子ども家庭部
168	地域子育て支援センターの運営	0～3歳の乳幼児と保護者が集う乳幼児親子の交流の場の提供や、子育てに関する情報提供や相談を行います。地域子育て支援センター二葉と地域子育て支援センター原町みゆきがあります。	子ども家庭部		
169	家庭訪問型子育てボランティア推進事業	研修を受けたホームビジター（ボランティア）が、妊婦や未就学児がいる家庭へ1回2時間程度4～6回無償で訪問して、子育ての悩みを聴いたり、育児や家事、外出等を保護者と一緒に行います。	子ども家庭部		
170	誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表するために誕生祝品を支給します。	子ども家庭部		
171	北山伏子育て支援協働事業	北山伏児童館1階において、乳幼児と保護者が親子で気軽に立ち寄れる「ゆうゆうひろば」、子育てに関する情報提供や相談、一時預かりなどを実施します。地域の子育て当事者で構成するNPO法人ゆとりーのに運営を委託しています。	子ども家庭部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の 新宿	4 安心できる子育て環境の整備	172	プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う地域の団体等の活動を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境づくりを促進するとともに、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援します。	子ども家庭部
		173	落合三世代交流事業	西落合児童館2階において、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を実施します。区民で構成する「落合三世代交流を育てる会」に運営を委託しています。	子ども家庭部
		174	子ども医療費助成	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成することにより、子どもの健全育成を図ります。	子ども家庭部
		175	児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に手当を支給します。なお、法改正により、令和6年度中に支給期間の延長等の変更が予定されています。	子ども家庭部
		176	まちの子育てバリアフリーの推進	妊娠期から就学前の子どもを持つ方を主な対象として、出産や子育てに役立つ情報をスマートフォンに届けるプッシュ通知と、子ども連れで外出する時に便利な「子育て応援ショップ&マップ」の2つの機能をひとつのアプリにまとめた「しんじゅく子育て応援ナビ」を提供しています。	子ども家庭部
		177	子ども総合センターまつり	子ども総合センターを周知し、更なる利用の促進を図るため、イベントを開催します。なお、同センターは、新宿ここ・から広場内にあるため、「ここ・からまつり」の一環として実施します。	子ども家庭部
		178	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上の様々な問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	子ども家庭部
		179	助産施設への入所委託	保健上必要があるに関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担します。	子ども家庭部
		180	児童育成手当	父又は母と生計を同じくしない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。他に、障害を有する20歳未満の児童を養育する方のための障害手当があります。	子ども家庭部
		181	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。他に、障害を有する20歳未満の児童を養育する方のための特別児童扶養手当があります。	子ども家庭部
		182	相談員の活動	母子・父子自立支援員はひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。家庭相談員は、結婚や離婚等の夫婦の問題、嫁と姑、親子関係など様々な悩みなどの相談を受け、問題解決について助言します。	子ども家庭部
		183	東京都母子及び父子福祉資金の貸付事務	20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要になった場合に貸付けを行います。	子ども家庭部
		184	次世代育成協議会の運営	区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するための施策に関して協議するため、次世代育成協議会を運営します。	子ども家庭部
		185	子ども・子育て会議の運営	特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関し意見を聴くとともに、「子ども・子育て支援事業計画」に定める子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者及び学識経験者等からなる子ども・子育て会議を運営します。	子ども家庭部
		186	保育所等緊急助成	物価高騰対策として、食材料費及び光熱費の高騰に対する保育所等への支援を実施します。	子ども家庭部
		187	在宅子育て家庭への相談支援	保育施設等を利用していない子育て家庭を対象とする育児相談の場を設け、保育の専門性を活かし、地域で子育てを支援する施設に区が補助を実施し地域の子育てを支えています。	子ども家庭部
		188	子育てに関する相談・支援体制の充実	区民が安心して出産、子育てができるよう、妊娠にともなう費用負担の軽減のための助成や、母親学級、両親学級等を通じた知識の普及・情報提供等、妊娠から出産、乳幼児期の子育てについて支援を行います。	健康部
		189	母子保健事業	妊娠の届出があった区民に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理をサポートします。また、乳幼児に対する健康診査等の実施、生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭に子育てのための訪問相談を行います。	健康部
		190	多胎児家庭への移動支援	多胎児家庭の負担を軽減し、母子保健事業の一層の利用促進と家庭の状況に応じたきめ細かな支援に繋げるため、多胎児がいる世帯を対象に、相談支援・交流会・母子保健事業利用等のための移動に係る経費を補助します。	健康部
		191	区立幼稚園の管理運営	区立幼稚園の管理運営として、教材教具の充実、障害児保育の充実、幼稚園児の健康管理、保健衛生等を行います。医療的ケア児及びその家族に対する支援について、引き続き受入体制を整備していきます。	教育委員会事務局
192	私立幼稚園の振興	私立幼稚園に対する指導監督を行います。また、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園に施設型給付費を支給します。	教育委員会事務局		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	193	私立幼稚園緊急助成	物価高騰対策として、食材料費、光熱費及び燃料費の高騰に対する私立幼稚園への支援を実施します。	教育委員会事務局	
		194	学童交通安全対策	区立小学校1年生を対象に交通安全意識啓発用のランドセルカバー・黄色い帽子等を配付します。また、毎年、交通安全及び防犯の視点での通学路点検を実施し、通学路の安全を確保します。	教育委員会事務局	
		195	学童擁護委託	児童の登下校時において、委託による学童擁護員が、交通信号機や交通状況により道路横断等において声掛け・見守りを行い、児童の安全を確保します。	教育委員会事務局	
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実		196	不登校児童・生徒への支援	不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指していけるように、多様な教育機会の確保に努めるとともに、多様な教育機会検討委員会等により、教職員への理解啓発を図ります。また、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援やつくし教室の訪問型支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。さらに、つくし教室における東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を充実させていきます。	教育委員会事務局
			197	ICTを活用した教育の充実	「新宿区版GIGAスクール構想」に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会を確保します。さらに、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、ICT環境の運用を適切に進めるとともに、各学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。	教育委員会事務局
			198	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	教育委員会事務局
			199	学校サポート体制の充実	学習指導要領に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置します。	教育委員会事務局
			200	学校評価の充実	区立学校では、内部評価、学校関係者評価、第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、指導・助言を行います。さらに、小・中連携型地域協働学校の関係する小・中学校の学校評価についても行います。	教育委員会事務局
			201	創意工夫ある教育活動の推進	各学校（園）が、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。	教育委員会事務局
			202	部活動運営支援事業	「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等の充実を支援するとともに、教員の働き方改革を推進します。また、部活動指導員の配置業務の一部を民間事業者に委託し、より質の高い指導員の安定的・継続的確保に努め、魅力ある学校づくりを進めていきます。	教育委員会事務局
			203	特別支援教育の推進	知的障害や身体障害、発達障害があるなど、障害や発達状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことで、すべての子どもの健やかな成長を支え、可能性を伸ばしていきます。児童・生徒の苦手なことや困難なことなどの特性を把握し、個別の教育的ニーズをふまえた適切な支援を行い、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の充実を図ります。	教育委員会事務局
			204	日本語サポート指導	区立学校（園）に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本語の授業を理解できるように、日本語初期指導、日本語による教科の学習指導、中学校3年生への進学支援等による日本語サポート指導を行います。	教育委員会事務局
			205	専門人材を活用した教育相談体制の充実	全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。また、子どもをとりまく社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、早期の課題解決を図ります。	教育委員会事務局
	206	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実	小学校では、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、講師を招いて、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器の演奏体験を実施します。	教育委員会事務局		
	207	障害者理解教育の推進	児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。	教育委員会事務局		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
I 暮らしやすさ1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	208	英語キャンプの実施	児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。	教育委員会事務局
		209	ICTを活用した英語教育の推進	全小学校に導入したデジタル教材を効果的に活用し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力の素地・基礎を育みます。	教育委員会事務局
		210	外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進	小・中学校に外国人英語教育指導員を配置し、外国人との交流の機会を設けることにより、多様な文化に対する理解を深め、広い視野と国際感覚を備えた児童・生徒を育成します。また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど、地域の協力も得ながら国際理解教育の充実に取り組んでいきます。	教育委員会事務局
		211	学校図書館の充実	子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週2回程度）し、学校図書と連携した購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、区立図書館との連携、小学校の学校図書館の放課後開放等を行い、児童・生徒の読書活動や自学自習を支援します。	教育委員会事務局
		212	時代の変化に応じた学校づくりの推進	近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行います。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況を踏まえ、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。	教育委員会事務局
		213	公私立幼稚園における幼児教育等の推進	幼児教育・保育の無償化が始まり、保護者のニーズが変化中、区立幼稚園及び区内私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。また、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対しては、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。	教育委員会事務局
		214	学校支援アドバイザーの派遣	学校支援アドバイザーを各校へ派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のモデルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。	教育委員会事務局
		215	外国籍児童の教育支援等	学校（園）からの連絡文書の翻訳により、外国籍児童・生徒及び保護者への支援を行います。また、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行い、国際理解教育を支援します。	教育委員会事務局
		216	入学前プログラム	安心して入学準備ができるよう、区立小学校入学前の子どもとその保護者を対象に、新1年生保護者会等の機会を活用して、保護者同士子ども同士がコミュニケーションを持てるプログラムを実施します。	教育委員会事務局
		217	家庭の教育力向上支援	時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育講座の実施、家庭教育ワークシートの作成等、多様な形態での家庭教育事業を実施します。	教育委員会事務局
		218	総合教育会議の運営	区長及び教育委員会により、教育に関する大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じた場合などの緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整します。	総務部 教育委員会事務局
		219	私立専修・各種学校指導監督事務	私立専修・各種学校の健全な発展を図るため、指導監督を行うほか、私立学校の設置・廃止等の認可、各種届書の受理等を行います。	総務部
		220	教職員の研修、研究活動に対する支援	教育課題等に関する各種研修会の実施、各種指導手引きの作成、教育課題に対処するための委員会運営等を行い、教職員の資質や指導力の向上を図ります。また、授業等の成果発表への支援、副読本の作成等を行います。	教育委員会事務局
		221	新宿区学力定着度調査の実施	区立小・中学校の児童・生徒一人ひとりの学習内容の定着度や学力の伸びを把握し、今後の指導方法の改善に役立てるため、区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。	教育委員会事務局
222	スポーツギネス新宿の推進	児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、小学校及び中学校でスポーツギネス新宿を実施します。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。	教育委員会事務局		
223	英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育委員会事務局		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
I 暮らしやすさ1番の 新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	224	芸術鑑賞教育の推進	小学校6年生・中学校2年生を対象にオーケストラによるクラシック音楽を中心とした演奏会の音楽鑑賞教室や、小学校4年生を対象に演劇鑑賞教室、小学校6年生を対象としたところの劇場鑑賞を実施します。また、小中学生を対象に地域の美術館を活用した、美術鑑賞教育（対話型鑑賞）を実施します。	教育委員会事務局
		225	教科用図書の採択	教科用図書の検討委員会、調査委員会を設置し、対象となる教科書について調査研究し採択を行います。	教育委員会事務局
		226	外国籍の子どもへの就学支援	就学状況が把握できず、就学先が不明の外国籍の子どもに対して、就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、就学促進を図っていきます。	教育委員会事務局
		227	校外学習活動等の支援	区立学校、幼稚園で実施するプラネタリウム見学や社会科見学などの校外学習等においてバス派遣等を行い支援します。	教育委員会事務局
		228	国内友好都市との連携事業	新宿区の友好都市である長野県伊那市の農産物を活用した給食を提供し、食を通じた伊那市との連携を推進します。	教育委員会事務局
		229	特別支援教室等の運営（小・中学校）	特別支援学級（知的障害：小学校5校・中学校3校、病弱：小学校1校）・特別支援教室（小学校29校・中学校10校）の適正な運営を図ります。医療的ケア児及びその家族に対する支援について、引き続き受入体制を整備していきます。	教育委員会事務局
		230	就学支援委員会の運営	特別な教育的支援を要する児童・生徒に適切な教育を保障するため、就学相談を実施するとともに、就学支援委員会を開催・運営します。	教育委員会事務局
		231	移動教室	小学校5・6年生、中学校1・2年生を対象とした移動教室（教育課程内）を実施・運営します。	教育委員会事務局
		232	教育委員会の運営	教育委員会は合議制の執行機関で、教育長と5名の委員で組織されています。毎月第1金曜日の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催します。また、学校訪問や学校の研究発表会等、様々な機会を捉えて学校現場の実態を把握し、施策に活かします。	教育委員会事務局
		233	奨学資金の貸付	区内に居住し、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学・入学する者のうち、成績優秀で経済的理由により修学困難な生徒に対し、修学に必要な資金を貸し付けます。	教育委員会事務局
		234	入学祝金支給	小・中学校入学を祝い、児童・生徒の健やかな成長を支援するため、入学祝金を支給します。	教育委員会事務局
		235	教育だよりの発行及び配布	教育行政全般にわたる広報紙として年4回、教育だより「しんじゅくの教育」を発行し、教育行政に関する情報や学校における教育活動の取組等について情報提供を行います。	教育委員会事務局
		236	学校情報公開制度の運営	区立学校の保有する情報の公開（開示）請求に対応するため、文書管理体制を整備し、学校情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図ります。	教育委員会事務局
		237	学校交換便業務委託	教育委員会事務局と区立学校との間や区立学校相互の通知や資料送付を行います。	教育委員会事務局
		238	学校選択制度の運営	中学校の新入学生徒が、それぞれの個性に適した、希望する学校で教育を受けることができるよう、中学校での学校選択制度を実施します。	教育委員会事務局
		239	教育センターの運営	教育センターにおいて、幼児・児童・生徒等の教育相談や「新宿子どもほっとライン」による電話相談を行います。また、プラネタリウムの公開、理科教育の充実を図るサイエンス・プログラム、視覚教育、聴覚・言語の発達に課題のある児童等に対する「ことばの教室」、不登校児童等に対する「つくし教室」等を運営します。	教育委員会事務局
		240	学校情報ネットワークシステムの運用	学校情報ネットワーク（教育用ネットワーク、校務用ネットワーク）とICT機器を効果的に活用し、校務処理の効率化や教員間の情報共有を進めるとともに授業力の向上を図り、子どもにとってよりわかりやすく、学習効果の高い授業となるよう、授業内容の充実と改善に取り組んでいます。	教育委員会事務局
		241	教育施設の施設整備と保守管理	教育施設の校舎棟、屋内運動場等を改修・補修し、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境の確保、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。また、各設備の清掃、保守点検等により施設の機能を維持します。	教育委員会事務局
		242	普通学級の管理運営（小・中学校）	小学校29校・中学校10校の学校運営の適正な維持管理を図ります。	教育委員会事務局
		243	義務教育教材整備（小・中学校）	義務教育の教材備品の整備充実に努め、教育水準の維持向上を図ります。	教育委員会事務局

区の既存事業一覧

基本 政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
		244	理科教育等設備整備（小・中学校）	小・中学校において、理科教育の充実を図るため、学校教育設備整備費等補助金を受け、実験機械器具等を購入します。	教育委員会 事務局

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の 新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	245	就学援助（小・中学校）	経済的事由により就学困難な要保護・準要保護世帯の児童・生徒及び特別支援学級の児童・生徒の保護者に対し、学用品費、校外教授費等の各種援助を行います。	教育委員会事務局
		246	学校給食費等助成	子育て世帯の負担軽減を図るため、全ての子育て世帯を対象に区立学校の給食費を無償化するるとともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施します。	教育委員会事務局
		247	学校給食の管理運営（小・中学校）	「学校給食法」に基づき、区立小・中学校で栄養バランスのとれた、おいしく安全安心な給食を提供するため、調理備品等の整備などを行います。	教育委員会事務局
		248	学校給食調理業務の民間委託（小・中・特別支援学校）	学校給食調理業務を民間業者に委託することにより、衛生管理の徹底、多様な給食のメニューの導入や質の向上を図るとともに経費の効率的な運用を図ります。	教育委員会事務局
		249	学校保健の管理運営（小・中学校）	「学校保健安全法」に基づき、区立小・中学校の児童・生徒の健康管理や学校環境衛生の維持・改善を図るため、定期健康診断や環境衛生検査などを実施します。	教育委員会事務局
		250	新宿養護学校の管理運営	肢体不自由児童・生徒を対象とする新宿養護学校の管理運営を行います。	教育委員会事務局
		251	女神湖高原学園の管理運営	区立小・中学校の児童・生徒を対象とした校外教育活動を行う場、区民等を対象とした生涯学習活動の場を提供するため、女神湖高原学園の管理運営（指定管理者）を行います。	教育委員会事務局
		252	スクールスタッフの活用	地域特性を活かした教育活動を展開するため、地域の人材をスクールスタッフとして、学校でのチーム・ティーチング等による授業への協力、放課後等学習支援や読書活動の支援等に活用します。	教育委員会事務局
		253	社会教育委員の活動	社会教育委員は、社会教育法に基づき教育委員会が設置しており、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会への助言等を行います。	教育委員会事務局
		254	スクール・コーディネーターの活動	地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。	教育委員会事務局
	255	PTA活動への支援	時代に即した組織運営の効率化や広報誌作成の支援等により、PTAのより良い組織づくりを支援します。また、PTA活動の充実や活性化を目指して、講演会等を通して学び合う機会を提供します。さらに、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるため、地域との協働事業等の家庭教育支援事業を共催により推進していきます。	教育委員会事務局	
	6 セーフティネットの整備充実	256	生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進	貧困の連鎖を防止するため、被保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援を充実します。早期から専ら子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択等に対し夢や希望を持つことについて、保護者や子どもの理解の促進や意識の醸成を図り、子ども本人の意向を踏まえた多様な進路選択が自然とできるような環境や支援体制を整えます。また、「新宿進学さばーと教室」の対象を高校卒業まで拡大し、大学、専門学校等への進学を支援します。	福祉部
		257	ホームレスの自立支援の推進	ホームレスは路上生活に至った原因が様々であり、その自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った、きめ細かな対応が必要です。そのため、総合的な相談や就労指導等、自立への支援を行い、生活保護をはじめ、他の制度や自助努力などを含めて自立を促します。元ホームレスの生活保護受給者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行います。	福祉部
		258	生活保護受給者の自立支援の推進	生活保護世帯に対して、健全育成費や公衆浴場入浴券の支給などの必要な支援を行います。また、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援や、高齢者等に対する日常生活自立及び社会生活自立のための支援、小・中学生とその保護者に対する居場所づくり等による日常生活自立のための支援などにより、生活保護受給者の自立の助長を図ります。	福祉部
		259	生活困窮者の自立支援の推進	「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する生活支援相談窓口にて、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。	福祉部
		260	被災者への見舞	火災等の被害が発生した場合に被災者に対し、見舞品金を支給します。	地域振興部
		261	生活保護法施行事務等	生活困窮者の生活保障と自立助長を目的として定められた「生活保護法」の適正な実施及び円滑な運用を行います。また、嘱託医（内科医2名、精神科医1名）を設置し、医療扶助の医学的判断、助言、指導を行います。	福祉部
		262	被保護者の生活支援事業	被保護者の自立を支援するため、福祉事務所が組織的な対応として自立支援プログラムを導入し、多様なサービスを提供して、自立促進を図ります。	福祉部
		263	保護費支給	生活保護は、生活に困窮する人に、困窮度に応じて生活を保障する制度で、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種の扶助の他、就労自立給付金及び進学準備給付金があり、被保護者への適正な給付と自立を支援します。	福祉部
264		保護施設事務費	保護施設等（救護、更生、宿所提供、日常生活支援住居）は、自立の助長を図るため、保護を要する方が入所する施設です。入所者の費用等を負担します。	福祉部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の新宿	6 セーフティネットの整備充実	265	女性相談支援	女性相談についての専門相談員を配置し、適切な相談及び指導を通じて福祉の向上を図ります。	福祉部
		266	女性及び母子緊急一時保護	家庭状況等により、緊急の保護を要する女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより、身体の安全を確保するとともにその自立を支援します。	福祉部
		267	ひきこもり相談支援	ひきこもりのことでお悩みの方からの相談に対応するひきこもり総合相談窓口にて、専門相談員による支援を実施します。	福祉部
		268	中国残留邦人等に対する支援	中国残留邦人等の老後の生活基盤安定を図るための給付金（生活支援費、住宅支援費、医療・介護費用等）を支給します。また、地域生活に必要な支援を行います。	福祉部
		269	受験生チャレンジ支援貸付事業	一定基準以下の低所得世帯児童に対して、学習塾等の受講料（塾代）、高校・大学などの受験料の貸付金の相談や申込受付を行います。	福祉部
		270	作業宿泊所の維持管理	区内の低所得者に対して、住居と就業の場を与え、生活の安定と自立の助長を図ります。	福祉部
	福祉全般	271	民生委員・児童委員の活動等	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、地域の中で援助を必要とする方の生活上の相談や助言を行っています（任期は3年）。	福祉部
		272	民生委員・児童委員協議会に対する事業助成	民生委員・児童委員の資質向上のために自主的に研修等を行っている新宿区民生委員・児童委員協議会に助成し、民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、民生委員・児童委員活動の活性化を図ります。併せて、10地区の民生委員・児童委員協議会が行う研修活動費等を助成し、民生委員相互の連携と資質の向上を図ります。	福祉部
		273	新宿区社会福祉協議会運営助成	新宿区社会福祉協議会に対する運営助成を行います。社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体であり、公私の福祉関係者の参加と協力を得て、福祉サービスを必要とする住民に対し、必要なサービスを総合的に提供・援助しています。	福祉部
		274	福祉サービスの利用者支援	福祉に関する総合的な情報提供と相談体制の充実やサービス評価の仕組みにより、区民が安心してサービスを選び、利用できるようにします。福祉総合電話相談、福祉サービス第三者評価等を実施します。	福祉部
		275	旧軍人等援護事務	戦没者等の遺族に対して、特別弔慰金、特別給付金等の請求受付・進達などを行います。	福祉部
		276	行旅病人及び行旅死亡人取扱事務	行旅病人（旅行中に病気で入院治療を要する短期滞在等の外国人）に対して応急的援護を行います。また、行旅死亡人（身元不明人、引取人のいない死亡人）の火葬処理、遺骨の保管等を行います。	福祉部
		277	社会福祉法人認可及び指導検査等事務	社会福祉法人の認可や適正な検査・指導等を行い、社会福祉法人の安定的な運営を図ります。	福祉部
		278	中等度難聴児発達支援	身体障害者手帳の交付対象にならない中等度難聴児を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。	福祉部
		279	新宿区保護司会への事業助成	青少年非行防止、地域環境浄化活動・更生保護活動推進のため、保護司会が行う事業に助成します。	子ども家庭部
		280	基礎年金事務等	「国民年金法」に基づき、国民年金の資格の取得・喪失、老齢基礎年金等の裁定請求の受理、保険料免除等に係る申請の受理及び国民年金に関する相談・広報を行います。	健康部
		281	福祉年金事務	国民年金発足の際に、加入する期間がないため年金を受けられない方（主に明治44年4月1日以前に生まれた方）を対象にした老齢福祉年金の住所・氏名の変更、死亡の届出等の受付を行います。	健康部
		7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	282	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、関係部署と連携して企業への支援や働きかけを行っていきます。ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」等として認定するとともに、専門的な助言や指導が必要な企業に対して、コンサルタントを派遣します。そのほか、企業向けセミナーや勉強会を開催する等、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進します。また、国の男性育児取得促進に向けた動向に併せ、企業における育児支援の強化を検討します。
	283		若者の区政参加の促進	持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。日頃、区政との関わりが少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるための効果的な仕組みづくりに取り組めます。	総合政策部
	284		男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現を目指すとともに、性別にとらわれず多様な生き方を認め合う社会づくりに向けて、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」に沿って、情報誌や啓発講座等を活用した意識啓発や情報提供を行っていきます。	子ども家庭部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部		
I 暮らしやすさ1番の 新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	285	配偶者等からの暴力の防止	配偶者等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）に対する正しい知識や理解を促進するための啓発講座等を開催し、広くDV防止の意識啓発を行っていきます。また、1年を通じて、女性への暴力廃絶を訴える「パープルリボン運動」の周知・普及啓発にも力をいれて取り組んでいきます。	子ども家庭部	
		286	人権思想の普及啓発	人権啓発パネル展の開催や啓発資料の掲示・配布等を行います。また、人権擁護委員と連携して、小学生を対象に人権の花運動や人権メッセージを、中学生を対象に人権作文コンテストを実施し、人権を尊重する思想の普及高揚を図ります。	総務部	
		287	はたちのつどい	はたちの節目をお祝いするため、区内在住のはたちの若者を対象に式典（はたちのつどい）を行います。	総務部	
		288	ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	区が行っているワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請し受理された企業等に対し、融資制度（ワーク・ライフ・バランス企業応援資金）により、その経営を支援します。	文化観光産業部	
		289	しんじゅく女性団体会議の運営	区内の女性団体と女性区議会議員からなる「しんじゅく女性団体会議」を設置・運営し、女性問題解決のための学習活動等を行います。この活動を通じて、団体相互の交流を深め、女性のエンパワーメントを図ります。	子ども家庭部	
		290	図書・資料による情報提供	男女共同参画推進センターで男女共同参画に関する様々な情報を収集・提供します。図書・資料は閲覧が可能で、貸出も行います。また、区立図書館情報システムと連携し、相互に蔵書検索や貸出・返却を行っています。	子ども家庭部	
		291	悩みごと相談室	多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。また、区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。	子ども家庭部	
		292	男女共同参画推進センターの管理運営	区民、事業者及び地域団体の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、男女共同参画推進センターの管理運営を行います。	子ども家庭部	
		293	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画の推進に関する基本的事項について、区長の諮問に応じて調査・審議するほか、男女共同参画に関して区長に意見を述べます。	子ども家庭部	
		294	配偶者暴力相談支援センター事業	DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者からの相談や証明書の発行、保護命令の申し立ての支援など、被害者の保護及び自立に向けた様々な支援を行います。	子ども家庭部	
		295	男性の育児・介護サポート企業応援事業	男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいる区内中小企業の事業者に、育児休業・介護休業の取得実績に応じて奨励金を支給します。	子ども家庭部	
		296	若者のつどい	20代・30代を中心とした若者に、行政やNPOをはじめ地域で活動している団体などを知ってもらうとともに、若者同士が出会い、交流しながらつながるきっかけをつくるイベントを実施します。	子ども家庭部	
	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の 実情に合ったまちづくり の推進	297	町会・自治会活性化への支援			
		297①	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	地域住民・マンション居住者・事業者・地域団体等が、町会・自治会活動に自主的に関わるための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」を制定します。また、条例を推進するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を策定します。	地域振興部	
			町会・自治会活性化支援	地域のコミュニティづくりの中心的役割である町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援していきます。また、区公式LINEを活用したマンション向け地域情報・防災情報等の発信や、タワーマンションへの個別訪問の実施など、マンションと地域のコミュニティづくりへの支援をしていきます。	地域振興部	
		298	大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進	大久保通り周辺の混雑対策や生活環境の向上、そしてまちの魅力再発見に向けて課題解決に継続的に取り組むための協議会を立ち上げ、区、町会、商店街・駅・道路管理者・交通管理者・大学等が一体となって、継続的に各種対策に取り組み、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現を目指す「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」を推進していきます。	地域振興部 みどり土木部 環境清掃部	
		299	多様な主体との協働の推進	区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働をさらに推進していきます。	地域振興部	
	300	新年賀詞交歓会	新年にあたり、区内各種団体の役員等を招待して、新年の賀詞を交歓し、併せて区政の発展を祝います。	総務部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	301	新宿NPO協働推進センターの管理運営	社会貢献活動団体のネットワークづくりの支援や活動の場の提供など、社会貢献活動を支援するとともに、社会貢献活動に関する情報発信の拠点として、新宿NPO協働推進センターの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		302	協働促進のための情報提供	地域を支える多様な主体の活動や協働と参画によるまちづくりへの区民の一層の理解・参加を図るため、社会貢献活動団体の情報や協働の取組に関する情報提供を行います。	地域振興部
		303	地域活動への支援	コミュニティづくりの推進のため、特別出張所等において、地域行事等の情報収集・提供や、地域活動援助物品として行事、活動等で利用する物品の整備・貸出を行います。	地域振興部
		304	コミュニティ推進員の活動	特別出張所（10所）にコミュニティ推進員を1名ずつ配置し、地区内のコミュニティ活動の総合支援を行います。	地域振興部
		305	コミュニティ活動補償制度	区民が公益的な活動で被った損害を補償するために、区が一括して保険に加入し安心して活動に取り組める環境を整備します。	地域振興部
		306	地域コミュニティ事業助成	地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進のため、区民が主体となって活動している地域団体が行う事業に対して、特別出張所区域ごとに助成を行います。	地域振興部
		307	掲示板の維持管理	町会・自治会等と連携し、区内に設置されている掲示板を通じ、区事業の周知等区民に対する広報活動を行います。併せて掲示板の維持改善を行います。	地域振興部
		308	四谷ひろばの維持管理	旧四谷第四小学校跡地を、地域の自主運営による交流・施設開放の場「地域ひろば」、及び地域と協働で事業を担うNPOの施設「CCAAアートプラザ」「東京おもちゃ美術館」からなるひろばとして活用します。	地域振興部
		309	地域センターの管理運営	地域のコミュニティ活動の拠点として会議室や多目的ホールを持つ地域センターの管理運営を行います。運営は、地域住民等で構成する管理運営委員会（指定管理者）が行っています。	地域振興部
		310	地域センター受付システムの運用等	地域センターの受付・承認業務にインターネットシステムを活用します。	地域振興部
		311	ふるさと新宿区わがまち応援寄附金団体支援金	ふるさと納税制度による寄附金が地域社会や区政に有意義に活用されるよう区内で公益的活動を行う団体への支援金制度を運用します。	総務部
	9 地域での生活を支える取組の推進	312	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、就労意欲を持ちながらも働くことに支援を必要とする全ての人に対し、就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。また、受注センター事業では、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの主要事業である養蜂事業を実施し、商品開発や販路拡大を進めていきます。	文化観光産業部
			高齢者や障害者等の住まい安定確保	高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、家賃等債務保証料助成及び入居者死亡保険料助成等、家主が抱える不安を解消するための支援に取り組みます。また、助成制度の更なる利用促進を図るため、普及啓発の強化を含めた助成制度の見直しを行います。さらに、居住支援協議会を運営し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援等について情報共有や連携体制の強化を図ります。	都市計画部
			人材確保支援事業	国や東京都が実施する人材確保等に関する補助金の活用やハローワークとの連携等により、求職者と中小企業のマッチングを支援するとともに、女性及び外国人を中心とした就業希望者に対する就労支援に取り組みます。	文化観光産業部
			成年後見制度の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実による制度の利用促進を図っていきます。また、市民後見人の養成と活用に取り組んでいくとともに、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、新宿区社会福祉協議会（新宿区成年後見センター）による法人後見を実施していきます。	福祉部
			成年後見人等申立費用及び報酬助成等	申立費用及び後見人等報酬の負担が困難な高齢者や障害者に対し、助成を行います。また、成年後見制度利用にあたり申立人がいない方などについて、区長が審判請求を行い、福祉の向上を図ります。	福祉部
			新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	総合的な就労支援を行うため、新宿ここから広場しごと棟で事業を実施する公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、運営の助成を行います。	文化観光産業部
			都営住宅公募事務	東京都が実施する都営住宅の公募に際し、募集案内を配布します。また、新宿区内の都営住宅の地元割当を受けた場合、新宿区が区民を対象に公募を行い、抽選後、使用登録者名簿を東京都に提出します。	都市計画部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部		
I 暮らしやすさ1番の 新宿	9 地域での生活を支える取組の推進	319	住宅まちづくり審議会の運営	区民が安心して住み続けられ、健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的に設置された、新宿区住宅まちづくり審議会の運営を行います。	都市計画部	
		320	住宅相談	宅地建物取引士による住み替え相談（民間賃貸住宅の物件情報の提供）及び不動産取引相談（不動産売買や賃貸借等への助言）や、ファイナンシャルプランナーによる住宅資金融資相談（住宅取得等の住宅ローンへの助言）を実施しています。	都市計画部	
		321	住宅資金利子補給	区内に住宅の建設・購入又は増改築を行う場合で一定の条件に該当するときに、必要な資金の一部について融資あっ旋と利子補給を行いました。受付は平成9（1997）年度を持って終了し、利子補給のみ行っています。	都市計画部	
		322	民間賃貸住宅家賃助成	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養・同居する世帯に対し、家賃の一部を助成します。	都市計画部	
		323	住み替え居住継続支援	区内民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により転居を余儀なくされる高齢者、障害者及びひとり親世帯に、転居に要する費用の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。	都市計画部	
		324	災害時居住支援	火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した場合、住宅確保に要する経費の一部を一定期間助成します。	都市計画部	
		325	多世代・次世代育成居住支援	親世帯とその子世帯が、区内で新たに近居もしくは同居する際の初期費用の一部を助成し、子育てファミリー世帯が区内で住み替えをする際に移転費用と家賃差額の一部を助成します。	都市計画部	
		326	区営住宅の管理運営	住宅に困窮する所得が一定基準以内の区民に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、区民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、区営住宅を設置しており、その維持管理等を行います。	都市計画部	
		327	特定住宅の管理運営	区民住宅としての用途を廃止した住宅について、引き続き15年の期間に限り所得が区営住宅の基準以上で20歳未満の子を扶養している世帯が居住できる住宅として、特定住宅を設置しており、その維持管理等を行います。	都市計画部	
II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	①建築物等の耐震化の推進	328	建築物等の耐震性強化		
			328①	建築物等耐震化支援事業	「新宿区耐震改修促進計画」に基づき、普及啓発と支援制度の周知・利用促進を図ることで、建築物等の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現します。	都市計画部
			328②	擁壁・がけの安全化の総合的な支援	擁壁及びがけの適切な安全化対策による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対し安全化指導及び啓発を行います。また、擁壁コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして専門技術者を派遣し、安全化促進を支援します。居住者・家屋に大きな危害を及ぼす恐れのある擁壁及びがけについて築造工事を行う際は、工事費の一部助成を行います。また、土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対し、工事費の一部助成を行います。	都市計画部
	②木造住宅密集地域解消の取組の推進	329	木造住宅密集地域の防災性強化			
		329①	木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）	若葉地区及び若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。	都市計画部	
		329②	不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）	不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定されている西新宿五丁目地区において、不燃化特区内の支援制度を活用することに加え、西新宿五丁目南エリアでは、地元発意によるまちづくり構想に基づいて、まちづくりが行えるよう支援していくことにより、地区の防災性の向上を進めていきます。	都市計画部	
		330	木造住宅密集地域における不燃化建替え促進	木造住宅密集地域のうち、特に不燃化の推進を位置付けている区域や、地域住民により新防火規制又は地区計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、耐火建築物等への不燃化建替え及び既存木造建築物の除却に対して助成を行い、火災に強いまちを実現します。	都市計画部	
331	新たな防火規制による不燃化の促進	木造住宅が密集している地域を対象として、新たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化促進、道路状空間の確保などを行うことで、木造住宅密集地域の解消に取り組めます。	都市計画部			

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅱ 新宿の 高度防 災都市 化と安 全安心 の強化	1 災害に 強い、逃 げないで すむ安 全なまち づくり	③市街地 整備による 防災・住 環境等の 向上	332	再開発による市街地の整備		
			332①	市街地再開発事業助成 (西新宿五丁目中央南地区)	西新宿五丁目中央南地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。	都市計画部
			332②	市街地再開発事業助成 (西新宿三丁目西地区)	西新宿三丁目西地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。	都市計画部
			332③	市街地再開発の事業化支援	高田馬場駅東口地区、西新宿七丁目地区、西新宿五丁目南地区、新宿三丁目駅前西地区を対象に、市街地再開発準備組合等の活動支援を行います。	都市計画部
			333	土地区画整理事業認可等事務	土地区画整理事業認可に関する関係機関との調整や地元組織等への指導・相談業務、「土地区画整理法」に係る認可等の事務、換地処分が行われた土地の図面の閲覧等を行います。	都市計画部
			334	都心共同住宅供給事業	都知事の認定を得た都心共同住宅供給事業の共同建替え事業のうち、区のまちづくりに資する事業について、建設費等の一部を補助します。	都市計画部
			335	細街路の拡幅整備	「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、幅員4m未満の細街路を拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。	都市計画部
			336	道路の無電柱化整備	「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会をとらえ、事業者は無電柱化の整備を要請していきます。	みどり土木部
			337	道路・公園の防災性の向上		
			337①	道路の治水対策	「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施します。道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復や、浸透及び貯留機能の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減します。	みどり土木部
	337②	道路・公園擁壁の安全対策	擁壁本体及び周辺の安全性を確保していく必要があることから、5年ごとの定期点検を行うとともに、必要な箇所での改修及び補修を行うことで、災害に強い安全な道路・公園の整備を図ります。	みどり土木部		
	338	まちをつなぐ橋の整備	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。	みどり土木部		
	339	地籍情報の調査	公図一筆ごとの土地の境界等の実態を調査し、地籍図と地籍簿を作成することにより、道路区域の境界確認を進め、大規模災害時の復旧等にも活用します。街区調査（官民境界）を一筆調査に先行して実施しています。	みどり土木部		
	340	水防対策	神田川・妙正寺川の水位・雨量の観測情報を迅速にホームページや携帯端末に公開します。また、消防署と連携した水防演習や、東京河川改修促進連盟総会への参加、雨水流出抑制施設設置の促進などを行います。	みどり土木部		
	341	橋りょうの維持管理	区が管理する橋りょうや歩道橋の耐久性を維持するため、橋りょう等の路面や欄干を維持補修します。	みどり土木部		
	342	安全・安心な建築物づくり	安全で安心な建築物づくりを促進するために、新築建築物の検査受検率の向上を図るための施策や、建築に関する相談会を行います。	都市計画部		
	343	違反建築物是正事務	違反建築物の是正指導に係る事務を行います。必要に応じて消防署等と連携し安全化指導を行います。	都市計画部		
	344	既存建築物の防災対策指導	既存建築物外壁及びブロック塀等調査並びに住民からの相談等に基づき、建築物等の適正な維持管理の啓発、安全化指導を行うほか、営業許可申請にあわせて、建築関係法令に関する適合状況等を確認し、その結果を警察・保健所へ通知等を行います。	都市計画部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	345	被災者生活再建支援体制の強化	災害時における被災者生活再建支援の強化に向けて、体制整備を行います。罹災証明書的前提となる住家被害認定調査や罹災証明書発行事務のデジタル化、職員に対して実践的な研修を行うことにより、発災後の対応の迅速化を図ります。	総務部
		346	マンション防災対策の充実	区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることから、マンション住民への防災意識の啓発やマンション防災への取組を支援します。また、マンションと地域との連携を促進することにより、地域の防災力の向上を図ります。	総務部
		347	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実	区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないですむ安全なまちづくりを目指しています。高齢者、障害者等の要配慮者の防災対策の分野では、災害関連死をなくすことが最重要課題だと考えています。要配慮者が普段利用する障害・介護サービス事業者との連携等の取組を行っていますが、自宅が被災した要配慮者の受け入れ先の確保も必要となります。要配慮者が安心して避難所体制とするため、災害発生時に要配慮者を収容する福祉避難所（二次避難所）に指定する通所系の高齢・障害の施設について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行ってまいります。これらの取組により、より確実な避難所管理体制の確保と災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。	福祉部 子ども家庭部
		348	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。	総務部
		349	福祉避難所の充実と体制強化	災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成奨励を実施し、広く普及啓発を行います。また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施します。さらに二次避難所（福祉避難所）の備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。	福祉部
		350	災害用備蓄物資の充実	避難所の食糧等の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査し、災害時における避難所の機能の充実を図ります。また、避難所の備蓄物資を補充するため、拠点となる区備蓄倉庫を整備し、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。	総務部
		351	災害情報の収集及び発信	災害時の情報収集伝達手段である災害情報支援システムの運用及び維持管理を行います。また、気象情報を収集し、防災対策に活用するとともに区ホームページ、防災気象情報メール及び区公式LINEを通して区民等への情報提供を行います。	総務部
		352	帰宅困難者対策等の推進	新宿駅周辺防災対策協議会を中心に、地元事業者、大学、医療機関等と連携し、帰宅困難者対策をはじめ新宿駅周辺地域の防災対策を推進します。	総務部
		353	災害時要援護者対策の推進	災害時要援護者対策を推進するため、災害時要援護者名簿への登録を奨励するとともに、災害時要援護者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」の配布、家具類転倒防止器具等の無料取付及び防災ラジオの無償貸与を実施します。	総務部 福祉部
		354	災害医療体制の充実	医療救護所、避難所及び災害医療救護支援センターに備蓄している医薬品・医療資器材等を計画的に更新し、機能維持を図ります。また、医療救護所及び災害医療救護支援センターの開設・運営訓練や区内関係機関との災害医療運営連絡会・検討会の開催等により、災害医療体制を充実させます。	健康部
		355	職員応急態勢の整備	災害発生時における迅速な初動態勢を確立するための緊急時職員参集システムの運用や緊急時に備えて応急対策活動に従事する職員への防災服の貸与などの環境整備を行います。	総務部
		356	防火防災協会及び防犯協会への事業助成	防火防災協会の火災予防広報活動、防火防災イベント等に対する助成を行います。また、防犯協会の各種防犯活動を支援し、安全で安心なまちづくりを進めます。	総務部
		357	職員防災住宅の維持管理	災害発生時における迅速な初動態勢の確立に向けて、職員防災住宅の管理運営を行うとともに、居住職員に対する研修や防災訓練等を実施します。	総務部
		358	地域の初期消火体制等の確立	地域の初期消火体制等を確保するため、地域配備消火器の維持管理、生活保護受給世帯に対する簡易型消火具の配布、防災区民組織に配備している小型消防ポンプの保守点検を実施するとともに、防火貯水槽等の維持管理を行います。また、生活用水の確保のため災害用協定井戸等の点検・補修等を行います。	総務部
		359	家具類転倒防止対策の推進	家具類の転倒防止対策を推進するため、設置場所に適した家具類転倒防止器具取付についての調査及び器具の取付けを行う専門業者を無料で派遣します（器具代利用者負担）。	総務部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
Ⅱ 新宿の 高度防 災都市 化と安 全安心 の強化	2 災害に強い体制づくり	360	感震ブレーカーの普及	大規模震災発生時において、延焼火災につながる電気火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置助成を行うことで、感震ブレーカーの普及を促進し、地域の安全性向上を図ります。	総務部
		361	地域防災コミュニティの育成	地域の自主防災体制の強化を目的として、防災区民組織に対する活動助成や、防災ボランティアの育成を推進します。	総務部
		362	防災思想の普及	防災講演会事業、地域の防災イベント、防災ビデオの貸出などを通して防災思想の普及啓発を行い、区民の防災意識の高揚を図ります。また、消火器、住宅用火災警報器等の防災用品のあっせんや家具類転倒防止対策を推進します。	総務部
		363	災害訓練等の実施	避難所防災訓練や起震車訓練などを実施するとともに、町会・自治会等による自主防災訓練を支援し、地域防災力の向上を図ります。	総務部
		364	備蓄倉庫の維持管理	避難所備蓄倉庫や区備蓄倉庫内の災害用備蓄物資を良好に保管するため、各種物資の点検や備蓄倉庫の維持管理を行います。	総務部
		365	防災施設等の管理運営	災害時の本庁舎のバックアップ機能や防災教育・啓発活動の拠点として防災センターの管理運営を行います。また、職員の防災活動拠点である小滝橋地域防災活動拠点の管理運営や地域の防災活動拠点である多目的環境防災広場の維持管理を行います。さらに、避難標識などの設置及び維持管理を行います。	総務部
		366	消防団活動への振興助成	地域に密着した防災機関である消防団の活動や各種事業に対する助成を行います。	総務部
		367	ペット防災対策事業	災害時の避難所において、公衆衛生の観点から人と動物を分離し、被災動物を保護するための普及啓発とあわせて、各避難所への災害用動物用品の配備等を行います。	健康部
		368	土木職員への救命技能（普通）訓練	現場に出て作業することの多い土木職員が、区民等が交通事故や急病などで命の危機にさらされた際に応急処置を施し、救急隊員に適切に引き渡すことのできる体制づくりのため、救命訓練等を行います。	みどり土木部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅱ 新宿の 高度防 災都市 化と安 全安心 の強化	3 暮らし やすい安 全で安心 なまちの実 現	①犯罪の ない安心 なまちづくり	369	安全安心推進活動の強化	区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、区民・警察・区が一体となって地域課題や情報を共有する新宿区安全・安心推進協議会を中心に、地域に根ざした安全安心推進活動の強化に取り組んでいます。また、重点地区や防犯ボランティアグループの相互に連携した防犯活動を促進するとともに、警察等と連携を図りながら活動を支援していきます。	総務部
			370	客引き行為防止等の防犯活動強化	新宿区内の公共の場所における客引き行為等を防止するため、地域・警察・区が一体となってパトロールなどの防犯活動を行っています。また、危険薬物の撲滅に向けて、関係機関との連携を強化していきます。	総務部
			371	防犯対策の推進	まちの犯罪を抑止するため、地域、警察、区が連携し、広く防犯に関する啓発活動を行うとともに、防犯カメラの設置等への補助及び自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上を図ります。	総務部
			372	詐欺・消費者対策	特殊詐欺等身近な犯罪の防止、子どもから高齢者までの消費者教育の推進に取り組んでいます。また、消費生活センターにおいて消費生活に関するトラブルの相談や解決に取り組むとともに、関係機関や地域の団体等との連携により消費者講座を実施するなど、消費者問題に的確に対応していきます。	総務部 文化観光産業部
			373	消費生活展	消費生活に関する知識の普及と消費者団体の活動発表の場として、楽しみながら学べる総合的な生活展を開催します。また、消費生活に関するシンポジウムやパネル展を開催し、情報提供と知識の普及に努めます。	文化観光産業部
			374	消費者活動の事業助成等	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、消費者活動を行う区民の拡大を図るために、消費者団体が行う公益性のある事業に対し、事業費の2/3を助成します。	文化観光産業部
			375	多重債務特別相談	多重債務問題を解決するため、消費生活相談員による消費生活相談、弁護士による債務整理等の相談をはじめ、生活福祉課で実施している生活支援相談窓口とも連携した相談を行います。	文化観光産業部
			376	消費生活地域協議会の運営	消費生活の安定及び向上に向けて必要な事項を協議するための新宿区消費生活地域協議会を運営します。	文化観光産業部
			377	消費生活センター分館の施設利用	区民が安心して消費生活を営むことを支援するために設置した消費生活センター分館の会議室等を、消費者団体等の自主的活動の場として貸出します。	文化観光産業部
			378	街路灯及び橋りょう灯の維持管理	交通の安全確保、防犯、都市景観向上のため、街路灯・橋りょう灯の新設改修や電球交換等の日常管理を行います。	みどり土木部
			379	民有灯及び商店街灯の支援	町会等が所有する民有灯と商店街灯の維持経費の助成を行います。また、民有灯においては計画的な灯具の改修と球交換を実施します。	みどり土木部
	②感染症 の予防と 拡大防止	380	新型インフルエンザ等対策の推進	今後の新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等の発生に備え、区民等への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関による新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、地域医療機関等との連携強化を図ります。流行期に区内の診療所で適切な医療が提供できるよう、防護服やマスクを計画的に配布します。発生時の様々な状況を想定した訓練を実施し、地域医療体制の整備を進めます。また、令和5年度中に策定する「新宿区感染症予防計画」にそって、今後の感染症の発生やまん延の防止に備え、感染症対策の充実を図ります。	健康部	
		381	感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）	感染症予防関係法令に基づき、感染症に関する知識の普及啓発や検査を行い、結核・HIV・性感染症の早期発見・まん延防止に努めます。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備します。	健康部	
		382	予防接種	「予防接種法」に定められた疾病予防のため、区民を対象に定期予防接種（ポリオ、麻疹・風しん等）を実施するとともに、任意予防接種を実施することで、公衆衛生の向上及び増進を図り、区民の健康の保持に寄与します。	健康部	
		383	食品衛生の普及啓発	より安全な食生活を実現するため、動画の配信、パンフレット等の配布により、消費者に対しタイムリーな情報提供を行うとともに、食品衛生知識の普及啓発を行います。	健康部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅱ 新宿の 高度防 災都市 化と安 全安心 の強化	3 暮らし やすい安 全で安心 なまちの 実現	③良好な 生活環境 づくりの 推進	384	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	マンションの良好な維持・管理を促進し、住環境の保全・向上を図るため、建物の維持・保全及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動、情報提供及び相談を行います。	都市計画部
			385	空家等対策の推進	管理不全な空家やごみ屋敷の解消及び空家等の適正管理の促進・発生の抑制に向けて、「新宿区空家等対策計画」に基づく空家等の対策を総合的かつ計画的に実施します。	総務部 環境清掃部 都市計画部
			386	民泊の適正な運営の確保	住宅宿泊事業法令に基づき、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者ヘルルブック等により普及啓発を行います。	健康部
			387	路上喫煙対策の推進	地域等との協働によるキャンペーン活動や路上喫煙禁止パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、受動喫煙やたばこの火による被害を防止します。	環境清掃部
			388	公害の監視・規制・指導	公害のない良好な生活環境づくりのため、特定建設作業及び特定施設や工場・指定作業場に係る規制指導、石綿含有建築物解体作業の監視、地下水汚染調査、繁華街・駅周辺の拡声器の騒音規制、日常生活に伴う公害の苦情対応などを行います。	環境清掃部
			389	アスベスト対策	アスベスト対策が必要な建物所有者等に対して継続的に吹付けアスベスト除去等工事の啓発、助言、安全化指導を行います。また、吹付けアスベスト調査員派遣の実施や除去等工事費用の助成を行うことで、アスベスト対策の促進を図ります。	都市計画部
			390	被災者支援施設の運営	災害等で住宅に被害を受けた被災者の一時的な生活の場の提供及び生活再建の支援を行うための一時滞在施設の運営を行います。	総務部
			391	屋外広告物許可及び是正事務	都条例に基づき屋外広告物の掲示等の許可・届出事務、違反広告物に対する是正・撤去等について、「事務処理特例条例」の委任に基づき実施します。	みどり土木部
			392	公衆便所の維持管理	公衆便所の清掃を、基本的に毎日1回、利用頻度が高い公衆便所は2～4回行うとともに、適宜、便所設備の交換等を行っています。	みどり土木部
			393	測定調査	区内の大気や水質などに関する環境の現況を的確に把握するため、常時測定局における大気監視、大気中のダイオキシン類の濃度測定及び自動車騒音・振動測定、河川の水質調査、酸性雨の調査、光化学スモッグ情報の提供を行います。	環境清掃部
			394	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり	区内全域で、空き缶等のごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、「ごみゼロデー」等まち美化清掃活動を区民、事業者等とともに実施します。また、新宿駅周辺など美化推進重点地区では、地元商店街等との協働で「新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画」を策定し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施します。	環境清掃部
			395	カラス等対策	カラスの被害に対応するため、住民からの通報や依頼に対応し、状況確認のうえ、巢の撤去等を行います。また、ハクビシン等の被害に対応するため、住民から棲みつかれ等の被害通報があった場合、委託業者による捕獲・処分を行います。	環境清掃部
			396	自動販売機対策の推進	「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づき、屋外に設置する飲料用自動販売機の管理者等からの設置届等を受け、回収容器の設置・再生・資源化について啓発・指導を行います。	環境清掃部
			397	土地取引に関する届出等事務	土地取引の届出の受理等を行います。 ・「国土利用計画法」に基づく土地取引届出等の受理に関する事務 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関する事務	都市計画部
			398	住宅修繕工事等業者あつ旋	区民が住宅の増改築・修繕等を行う場合、区が窓口となり新宿区住宅リフォーム協議会を通じて工務店等をあつ旋します。	都市計画部
			399	事業住宅の管理運営	木造賃貸住宅地区整備促進事業等のまちづくり推進事業に基づく住宅の建て替え又は除却により、住宅に困窮し、又は仮住宅を必要とする区民に対し住宅を提供することで、区民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、事業住宅を設置しており、その維持管理等を行います。	都市計画部
400	マンション管理状況届出制度事務	東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づくマンションの管理状況届出制度が創設され、令和2年度から事務処理特例条例により区が昭和58（1983）年12月31日以前に新築された分譲マンションの届出の受理等の事務を行います。	都市計画部			

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	③良好な生活環境づくりの推進	401	建築許可・確認等事務	「建築基準法」及び関係法令に基づき、建築物・工作物等の確認申請の審査や許可、認定の事務を行います。また、建築物等の中間検査や完了検査など、建築物が建築基準関係規定に適合しているかの検査業務も行います。	都市計画部
			402	建築相談等	中高層建築物の建築により近隣住民と建築主との間に生じる日照障害、電波障害、プライバシーの侵害、工事中の騒音・振動等の問題について、条例に基づき相談を行います。	都市計画部
			403	建築審査会の運営	「建築基準法」に規定する特定行政庁の許可に係る同意や特定行政庁・建築主事等の処分等に係る審査請求についての裁決、「建築基準法」の施行に関する重要事項を調査審議するため、新宿区建築審査会を運営します。	都市計画部
			404	都市計画行政資料整備	区ホームページ上の地理情報システム（GIS）により都市計画情報を提供し、利用者へのサービス向上を図ります。	都市計画部
			405	建築関係統計調査	建築工事届・建築物除却届に基づき、建築動態統計を作成します。	都市計画部
			406	建築行政資料整備	建築確認支援システムや建築計画概要書証明発行システムを使用して、建築行政情報を区民等に提供するとともに円滑な事務処理に役立てます。	都市計画部
	保健衛生全般	407	衛生関係統計調査	国民生活や保健衛生の実態を把握し、公衆衛生行政の基礎資料とするため、国民生活基礎調査、医療施設調査等の統計調査を行います。	健康部	
		408	食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等	食品衛生関係法令に基づき、営業許可、監視指導、食品等の収去検査を行います。また、食中毒発生時の調査や違反が発生した場合の不利益処分、食品衛生推進員の委嘱、食品衛生実務講習会等を行います。	健康部	
		409	環境衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等	環境衛生関係法令に基づき、理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール等の営業許可・届出事務等や、水質検査・空気環境測定等衛生管理に関する監視指導等を行います。	健康部	
		410	住まいの環境衛生相談	快適で健康的な住まい方に関する相談や講習会を実施するとともに、相談内容に対応して住まいの環境診断を実施します。	健康部	
		411	医療関係法令に基づく医療指導等事務	医療関係法令に基づき、施設・業務に関する監視指導事務、医療関係従事資格に関する免許経由事務、衛生検査所の登録業務等を行います。	健康部	
		412	薬事関係法令に基づく監視指導及び営業許可等	薬事関係法令に基づき、薬局及び医薬品販売業等の開設許可・監視、麻薬・向精神薬・覚せい剤の取締監視等、毒物・劇物の取締監視等、有害物質を含有する家庭用品の監視・指導を行います。	健康部	
		413	食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査等	区民の安全な生活を確保するために、食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査（収去品検査（食品細菌）、おしぼり検査等）、砂場の寄生虫卵検査、食品等の放射性物質測定検査、蚊のウイルス検査及びレジオネラ検査（緊急時のみ）を行います。	健康部	
		414	ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談	区民の良好な衛生環境の維持向上を図るため、ねずみ族、カ・ハエ、ハチ類その他害虫の駆除相談や駆除対策を実施します。	健康部	
		415	水害被災区域の消毒	台風、集中豪雨等により床上浸水等の水害が発生した際に、被災した住宅等に対する消毒薬の散布や配布を行います。また、大規模水害が発生した際は、専門業者による消毒作業が行える体制を整備します。	健康部	
		416	環境衛生講習会	環境衛生自治指導員講習会を開催し、関係営業の衛生基準の周知と衛生知識の普及啓発を図ります。	健康部	
		417	狂犬病予防対策等	狂犬病の発生予防やまん延防止のため、犬の所有者に義務付けられている畜犬登録や狂犬病予防注射の業務を行います。また、予防注射の実施率向上のための啓発事業等を行います。	健康部	
		418	人と動物が共生するまちづくり	犬猫等の飼養問題や飼い主のいない猫などについて、身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、保護譲渡に要した費用や猫の去勢・不妊手術の助成を行います。また、ペットなんでも相談や犬のしつけ教室など、適正飼育に関する事業も実施します。	健康部	
		419	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付等	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく療養給付等や、空気清浄機等購入費補助等の公害保健福祉事業、ぜん息デイキャンプ等の環境保健事業を行います。	健康部	
		420	大気汚染障害者認定審査会の運営	「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査・審議を行います。	健康部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	421	新宿駅周辺地区の整備推進			
		421①	新宿駅直近地区のまちづくり	新宿駅直近地区では、誰にとっても優しい次世代の「新宿グランドターミナル」とするため、「新宿の拠点再整備方針」に基づき、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編することで、利便性や回遊性の向上を図りながら、新宿の国際競争力を高める総合的なまちづくりを推進します。新宿駅直近地区のまちづくりを進めるため、都市施設や地区計画などの都市計画手続きとともに、事業化に向けた調整を行います。	都市計画部	
		421②	新宿通りモール化	まちの賑わいと魅力をより向上させるため、新宿通りを歩きやすく魅力的な歩行者空間としてモール化を行い、歩いて楽しいまちづくりを進めます。	都市計画部 みどり土木部	
		421③	靖国通り地下通路延伸に向けた支援	新宿駅周辺地区における連続的な地下歩行者ネットワークの整備によって、地上部と地下部の多層的な歩行者ネットワークを構築し、まち全体の賑わい創出や歩行者の回遊性向上を図ります。このため、沿道のまちづくり事業等との連携や関係機関等との調整を行い、事業化を促進します。	都市計画部	
		421④	新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定	「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」の実現に向け、地元組織との協働によるまちづくりを推進し、進捗状況に応じて地区計画等のまちづくりルールを策定・変更していきます。	都市計画部	
		422	新宿駅周辺地区の利便性向上	新宿駅及びその周辺へのアクセスルートが誰にもわかりやすく利用しやすいよう、利便性の向上を図ります。	都市計画部	
	2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントの実現	423	歌舞伎町地区のまちづくり推進	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネサンス推進協議会の下、区、地元・事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行政機関、NPO、ボランティア等が一体となって、地域活性化プロジェクト（賑わいづくりと新たな文化の創造・発信）とクリーン作戦プロジェクト（安全・安心対策と環境美化）をはじめ、総合的な施策を展開します。	文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部	
		424	歌舞伎町安全・安心対策事業助成	歌舞伎町地区において、若者や女性を対象とする「健全育成」や「性犯罪の防止」など、安全・安心なまちづくりを目的として自発的に行われる活動を支援し、歌舞伎町地区に集まる様々な困難を抱えた若者や女性の犯罪被害を防止します。	総務部	
		425	歌舞伎町安全・安心対策寄附金	歌舞伎町地区に集まる若者や女性の犯罪被害防止活動への支援や歌舞伎町地区の安全・安心なまちづくりに賛同する個人・団体からの寄附金を受け付けます。	総務部	
		426	区役所本庁舎前平和の泉イルミネーション	歌舞伎町の賑わいを創出することを目的として、NPO法人新宿歌舞伎町区役所通り3Aの会が実施する新宿歌舞伎町区役所通りイルミネーションと連携し、区役所本庁舎前平和の泉でイルミネーションを実施します。	文化観光産業部	
		427	道路を活用したオープンカフェ	道路の魅力的な空間とまちの賑わいの創出を目的に、新宿モア4番街のオープンカフェを実施します。	みどり土木部	
		3 地域特性を活かした都市空間づくり	428	地区計画等のまちづくりルールの策定	地域の課題にきめ細かく対応していくため、地域住民との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを策定・変更していきます。	都市計画部
	429		景観に配慮したまちづくりの推進	「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、景観まちづくり相談員を活用し、新宿区の多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成を推進します。	都市計画部	
	430		住居表示の実施・維持管理	住居表示審議会の運営、未実施地域(約23%)に対する新しい住居表示制度についての趣旨普及、実施済地区での建物等新改築等についての付定処理、劣化した住居表示街区案内板等の更新などを行います。	地域振興部	
	431		まちづくり事業の支援	まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの専門家（まちづくり相談員）の派遣などにより助言、相談や技術的支援を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを支援します。	都市計画部	
	432		都市計画審議会の運営	「都市計画法」に基づき区が定める都市計画や区が提出する意見など、都市計画上必要な事務について調査・審議するため、同法及び区条例に基づき設置された新宿区都市計画審議会の運営を行います。	都市計画部	
	433		開発行為等許可事務	「都市計画法」に基づく開発行為の許可を行い、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境を確保します。（開発行為許可審査、完了検査等）	都市計画部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部			
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	434	バリアフリーの整備促進	高齢者や障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう、令和3年11月策定の「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、各施設管理者に対して周知啓発を図り、区内のバリアフリー整備を促進します。	都市計画部		
		435	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、建築等の計画の早い段階から事前協議制度等を実施し、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を誘導します。また、ユニバーサルデザインまちづくりの普及・啓発を図り、区民等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めていきます。	都市計画部		
		436	ユニバーサルデザインまちづくり審議会の運営	「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき設置された新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を運営します。審議会は、当該条例に基づく勧告や公表などについて調査・審議します。	都市計画部		
	5 道路環境の整備		437	都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）	百人町三・四丁目地区における防災機能の強化と快適な歩行空間の形成のため、地区計画に基づく道路整備の完了を目指し、用地買収、道路の整備を行います。	みどり土木部	
			438	人にやさしい道路の整備			
			438①	道路の改良	幹線道路及び区内主要道路等の区道について、歩道の設置、線形の改良や修景等を行います。また、道路のライフサイクルコストを考慮した道路の改良や、震災時の緊急道路の機能確保のための改良を実施します。	みどり土木部	
				438②	バリアフリーの道づくり	「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した整備路線において、高齢者、障害者、子育て世代等の当事者参加による意見交換などを踏まえて整備内容を検討し、全ての人が安全・安心して通行できる、歩行環境を整備していきます。	みどり土木部
			439	道路の環境対策	道路を環境に配慮した舗装（遮熱性舗装等）にすることで、ヒートアイランド現象の抑制及びCO ₂ の抑制を目指すとともに、道路の街路灯をエネルギー効率の良いLED街路灯に積極的に改修することで、CO ₂ の抑制と省エネルギー化を図り、道路の環境対策を進めます。	みどり土木部	
			440	道路の適正利用	法に基づく道路占用許可事務（電柱、ガス管、看板等）を行い、条例に基づく占用料を徴収します。また、道路沿道掘削の協議等を行い、道路の適正利用を推進します。	みどり土木部	
			441	路面下空洞調査	防災上重要な路線や救急病院周辺及びバス路線等の区道において、道路陥没による被害を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、レーダー探査機による路面下の空洞を調査します。	みどり土木部	
			442	受託事業（掘さく道路復旧、公共下水道の整備）	道路の繰返し掘削を防止するため、関係企業と工事情報の共有化を図り、掘削工事の集中化と工期の調整等を行います。また、道路工事の際は、雨ます等の改修と下水道施設の補修を同時に行い、工期短縮を図ります。	みどり土木部	
			443	私道整備助成	区内の私道所有者等が私道を修繕（舗装、排水設備）する場合、助成金（区が算定する工事費用の8割が上限）を交付します。	みどり土木部	
			444	工事・公園事務所等の維持管理等	工事・公園事務所等及び土木事業を進めるうえで必要となる車両、機械等の維持管理を行います。また、「統計法」に基づき、建設工事及び建設業の実態について、建設工事統計調査を実施します。	みどり土木部	
			445	道路認定及び特定公共物の管理	「道路法」に基づき区道認定及び区域変更等を行うとともに、その成果をもとに道路台帳を補正し、窓口での証明及び閲覧を行います。また特定公共物に関する調査等を実施し、区有地を適正に管理します。	みどり土木部	
			446	道路の維持管理	区道の適正な維持管理のため、舗装、排水施設、道路付属物の維持修繕や応急補修、道路の清掃、区道上で死亡した動物の死体処理、地下歩行者道の維持管理などを行います。	みどり土木部	
			447	都市計画道路等の整備促進	「都市計画法」上の都市施設（道路、河川、公園、下水道、地域冷暖房等）に係わる関係機関との連絡調整、協議及び都市計画事業の進捗状況の確認などを行います。さらに、主要な生活道路の整備を推進するため、機会を捉えて関係機関等と調整・検討を行いながら整備を誘導していきます。	都市計画部	
			448	建築基準法に基づく道路の調査等	「建築基準法」第42条第2項の道路の判断基準となる基準時の道路の存否、道路の位置、形状、道路中心線等について、調査を行い確定します。また、指定道路図・指定道路調査書の維持管理を行います。	都市計画部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	6 交通環境の整備	449	自転車通行空間の整備	「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車の通行空間を整備することで、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間を創出します。また、国道や都道、他区の路線とのネットワーク化を進め、周辺区や各種施設との回遊性を向上させることで、地域・観光の活性化を図っていきます。	みどり土木部	
		450	安全で快適な鉄道駅の整備促進			
		450①	京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	京王線新宿駅において、バリアフリーに配慮した乗換え経路の新設等、総合的な整備を促進し、歩行者混雑を緩和することなどにより、歩行者の回遊性や来街者の利便性の向上を図ります。	都市計画部	
			ホームドア等の設置促進	鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図ります。	都市計画部	
		451	駐輪場等の整備	「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、放置自転車の解消に向けて、すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪施設に移行し、区民ニーズの高い時間利用の駐輪場を拡充するとともに、区内を東西2つのエリアに分けて、それぞれを事業者が包括的かつ効率的に運営管理します。また、一定規模の集客施設等では、施設所有者による駐輪場整備が義務づけられていますが、駐輪場が十分に活用されていないことや附置義務の対象とならない商店街や集合住宅の周辺では、放置自転車が散見されることから、地域の駐輪課題の解決につながる附置義務駐輪場の制度の見直しを検討します。	みどり土木部	
		452	放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動	放置自転車の解消を目指し、整理指導員による声掛けや条例に基づく撤去活動を行うとともに、地域住民等との協働による啓発活動を進め、自転車を放置させない環境をつくっていきます。	みどり土木部	
		453	自転車シェアリングの推進	区民の移動手段の充実や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこかのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車シェアリング事業を推進します。また、他区との広域相互利用等による自転車シェアリングの利用促進を図りながら、サイクルポートを増設し、利用者の利便性を高めます。	みどり土木部	
		454	自動二輪車の駐車対策	路上に放置されている自動二輪車の対策を進めるため、警察と連携した啓発活動等の取組を行い、駐車場の利用促進を図ります。	みどり土木部	
		455	地域公共交通への支援	地域公共交通会議を開催し、新たな地域交通の導入等について協議を行います。また、新宿駅周辺循環型バス（新宿WEバス）の運行に対して支援協力します。	みどり土木部	
		456	みんなで進める交通安全	交通事故を防止し、交通安全思想の普及徹底を図るため、春・秋の交通安全運動等のキャンペーンや交通安全パレード等を警察とともに進めます。また、自転車用ヘルメットの購入費を助成し着用を促進するとともに、子どもや高齢者等を対象に、交通安全の集い等の交通安全教育や講習会を実施します。	みどり土木部	
		457	駐車場整備事業の推進	「新宿区駐車場整備計画」に基づき、総合的・計画的な駐車対策の推進を図るとともに、まちづくり方針等に沿った駐車対策を推進します。	都市計画部	
		458	鉄道施設の整備促進	区内の踏切における安全対策や開かずの踏切の解消に向け、鉄道事業者や東京都などと調整を行います。	都市計画部	
		459	自転車等利用環境の整備促進	交通事故の防止、快適な歩道空間の確保を目指し、自転車利用者に対して遵守すべき自転車利用のルール・マナーについて、普及、啓発を実施します。	みどり土木部	
		460	自転車保管場所等の維持管理	撤去後の放置自転車等の保管場所の維持管理を行います。	みどり土木部	
	461	交通安全施設の整備	歩行者・自転車を交通事故から守り、かつ、交通弱者にも歩きやすい歩行者空間とするため、交通安全施設（路面標示、防護柵、視覚障害者誘導用ブロック等）を整備します。	みどり土木部		
	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	462	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたい公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	みどり土木部	
		463	みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行うとともに、地域と連携した公園管理に取り組んでいきます。	みどり土木部	
		464	公園施設の計画的更新	遊具等の公園施設について、「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な更新等を行い、安全で快適な公園づくりを進めます。	みどり土木部	
		465	清潔できれいなトイレづくり	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。整備にあたっては、建物の新設、建替えに加えて、既存トイレの洋式トイレ化も進めていきます。	みどり土木部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	466	みどりの計画的な保全	区立公園・児童遊園等の樹木について、専門家による健全度調査を計画的に行い、倒木や枝の落下を原因とした重大事故等を防止し、公園利用者及び近隣住民等の安全と安心を確保します。	みどり土木部
		467	次世代につながる桜並木	平成18年3月に策定した「新宿区街路樹管理指針」の見直しを行った上で、リーディングプロジェクトとして老木化した神田川における桜について、区民参加のもと、承継に向けたアクションプランを作成し、次世代に向けて桜並木が維持・承継できるよう取り組んでいきます。	みどり土木部
		468	新宿らしい都市緑化の推進	公共施設において、生物多様性にも配慮しながらみどりの保全及び緑化推進を行います。また、都市化の進展が著しい新宿のまちにおいて、建築物の屋上や壁面を活用した緑化を進めるため、助成や更なる普及啓発を図っていきます。	みどり土木部
		469	樹木、樹林等の保存支援	区内にある大きな樹木、まとまった樹林、りっぱな生垣を、保護樹木、保護樹林、保護生垣に指定し、維持管理や移植の費用の一部助成や維持管理修繕に対する支援など、様々な支援を実施することにより、都市部における貴重なみどりの保存を図っていきます。	みどり土木部
		470	地域に根ざしたみどりの普及や啓発	講座・イベントの開催や緑化相談、商店街と協働でハンギングバスケットの維持管理を行うなど、区民が暮らしの中でみどりふれあう機会を増やし、地域に根ざしたみどりの普及や啓発を行います。また、区民グループや地域の団体とみどりの協定を結び、緑化材料を支給し、地域の緑化を推進します。	みどり土木部
		471	みどりの推進審議会の運営	新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査、審議するために設置する新宿区みどりの推進審議会を運営します。みどりに関する計画、保護樹木等の指定、解除等について審議します。	みどり土木部
		472	みどりのしくみづくり	みどりの保全と創出のため、条例に基づき、敷地面積250㎡以上の建築等を行う際に緑化計画書の認定を行い、工事完了後に履行を確認します。また、「新宿区みどりの基本計画」の見直し（10年おき）、みどりの実態調査（5年おき）を行います。	みどり土木部
		473	みどり公園基金積立金	公園・緑地等の用に供する土地の取得や整備を行い、区内のみどりの創出・保全や公園の充実を図るため、みどり公園基金を設置し、基金利子及び区民や事業者等からの寄附を基金として積み立てます。	みどり土木部
		474	街路樹の維持管理	平成18年に策定した街路樹管理指針の見直しを行います。また、適宜、街路樹の剪定、植樹帯等の清掃、病害虫の駆除等を実施するとともに、「道のサポーター」制度を活用し、区民等との協働による管理を促進します。	みどり土木部
		475	魅力ある水辺づくり	神田川ファンクラブを運営します。また、神田川ふれあいコーナーや親水テラスを活用して、区民が神田川とふれあう機会を増やしていきます。さくらの開花時期にあわせ、神田川・妙正寺川・外濠に、さくらの名所としての魅力をより高めるためのライトアップを行います。	みどり土木部
		476	河川等の維持管理	神田川・妙正寺川の護岸補修工事、浮遊物等の除去、しゅんせつ等を行うとともに、河川の占用許可、占用料の徴収等を行います。また、飯田濠の清掃等の維持管理に要する経費を千代田区との協定により負担しています。	みどり土木部
		477	公園の維持管理	区立公園等の維持管理のため、公園の補修・改修、清掃・廃棄物処理、樹木の剪定等、警備・門扉開閉、直営作業のための自動車の雇上げ及び指定管理者による新宿中央公園の管理運営を行います。	みどり土木部
		478	公園のサポーター制度	区民等が自発的かつ自主的に公園を管理する制度です。園地清掃や草とり等の活動を区とサポーターとで協働により進めることで、公園のより快適な環境の実現と活性化を図ります。	みどり土木部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	8 地球温暖化対策の推進	479	地球温暖化対策の推進			
		480	区内における地球温暖化対策の推進	「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役として、区有施設における再生可能エネルギー電力等の環境に配慮した電力調達を推進するなど、率先してCO ₂ 排出削減に取り組みます。また、「家庭部門」及び「業務部門」のCO ₂ 排出削減を推進するため、区民・事業者に対する省エネルギー・創エネルギーの取組に対する支援を行います。さらに、「業務部門」の電力由来のCO ₂ 排出量が、区内全体の約50%を占めることから、重点的に事業者の再生可能エネルギー電力導入に対する支援を行います。	環境清掃部	
		481	他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進	長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した「新宿の森」において、森林の確保や整備・管理によるカーボン・オフセット事業に取り組みます。また、「新宿の森」を活用し、区民を対象とした自然体験を実施し、環境配慮の意識啓発を図ります。さらに、新たな「新宿の森」の展開や、Jクレジットを活用するなど、CO ₂ 排出削減の施策を検討・実施し、他自治体等との連携による地球温暖化対策を推進していきます。	環境清掃部	
		482	区有施設の照明設備LED化	区有施設の照明設備を計画的にLED化することにより、区有施設のエネルギー消費量削減の取組を推進していきます。	関係部	
		483	環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進	区民・事業者に対する環境意識の醸成・啓発は、環境施策全体の推進に向けて基盤となる重要な取組であり、特に「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けては、長期的・継続的なCO ₂ 排出削減の取組が必要となることから、次代を担う子どもたちに対する環境学習・環境教育のより一層の充実を図ります。また、区内大学と連携し、若者に向けた環境意識啓発事業を構築します。こうした取組により、できる限り環境に負荷をかけない「人と環境の調和したまちづくり」のための行動変容を促進します。	環境清掃部	
		484	環境学習・環境教育の推進	環境学習ガイド等を活用し、学校教育、生涯学習など様々な場における環境学習・環境教育を推進します。また、みどりのカーテンやビオトープ、太陽光発電システム等が整備された学校施設を整備します。児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した取組を行うとともに、学校での環境学習を広く発信するため、小学校においては、オンライン等を活用して環境学習発表会を実施し、学校における環境教育の取組を推進していきます。	環境清掃部 教育委員会 事務局	
		485	環境審議会の運営	「新宿区環境基本条例」に基づき設置する新宿区環境審議会を運営します。区長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、その他環境の保全に関する基本的事項を調査・審議します。	環境清掃部	
		486	環境基本計画の推進	「新宿区環境基本計画」を推進します。また、計画の進捗状況や目標達成状況を点検・評価し、その結果を区のホームページ等で公開します。	環境清掃部	
		487	環境マネジメントシステムの推進	環境マネジメントシステムにより継続的に環境改善を進め、エネルギー使用量削減、CO ₂ 排出量削減に向けて、全庁を挙げて取り組みます。	環境清掃部	
		488	エコライフ推進員の活動	地域の環境保全活動の中心的存在としての役割を担うエコライフ推進員を区長が委嘱し、協議会等を開催するとともに、分科会ごとに各分野に関する調査・研修を行います。	環境清掃部	
		489	環境学習情報センター	環境問題に取り組む区民や団体、事業者の活動の場の提供など、環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点として、環境学習情報センターの管理運営（指定管理者）を行います。また、区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践行動に結びつけられるよう、イベントの実施や様々な情報提供を通じて普及啓発を行います。	環境清掃部	

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	9 資源循環型社会の構築	490	資源循環型社会の構築		
		491	食品ロス削減の推進	食品ロスの削減に向けて、区民、事業者、区の様々な主体が連携し、相互に理解を深めながら、食品ロス削減協力店登録制度やフードドライブ等の食品ロス削減に関する取組を推進していきます。	環境清掃部
		492	資源プラスチック回収の推進	令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、製品プラスチックを容器包装プラスチックと併せて回収し、プラスチックの資源循環を促進します。また、資源プラスチックの回収量の増加を図っていくため、組成調査を実施するほか、周知啓発動画を作成するなど区民周知を徹底し、プラスチックの正しい分け方・出し方の定着に努めます。	環境清掃部
		493	民間との協働・連携による資源循環	ごみの減量とリサイクルの推進に向けて、区民、事業者及び区による意見交換の場として3R推進協議会を運営し、相互に理解を深めながらレジ袋やストロー、ペットボトル等の使い捨てプラスチックの削減をはじめとする、ごみ発生抑制に関する取組を推進していきます。	環境清掃部
		494	資源回収の推進	資源循環型社会を目指し、地域住民が自主的に行う資源集団回収の推進のため、資源回収実践団体及び回収事業者への支援を実施します。併せて、資源・ごみ集積所や回収拠点において区の資源回収を推進し、安定した資源回収の実現を図っています。また、区が収集した金属・陶器・ガラスごみや粗大ごみからも資源をピックアップ回収します。	環境清掃部
		495	事業系ごみの減量推進	事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査を行い、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導するとともに、法令改正や社会環境の変化を踏まえた廃棄物管理責任者講習会を開催します。	環境清掃部
		496	リサイクル清掃審議会の運営	リサイクル清掃審議会を運営し、清掃事業の基本方針に関すること、その他リサイクル及び一般廃棄物の処理に係る重要な事項を調査・審議します。	環境清掃部
		497	清掃協会の活動支援	地域の自主運営組織である清掃協会の普及啓発事業を支援することで、ごみ発生抑制を推進するとともに、区民の清掃事業への理解を深め、清掃事業の円滑な運用を図ります。	環境清掃部
		498	廃棄物情報管理システムの運用	廃棄物情報管理システムは、清掃工場、清掃事務所、最終処分場等をネットワークで結んでいる23区共通のシステムです。このシステムにより、ごみの搬入やごみ量の把握等を適正に行うなど業務の効率化を図ります。	環境清掃部
		499	一般廃棄物処理業の許可事務等	法律、条例に基づき、一般廃棄物処理業・収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可指導事務や立入検査を実施します。	環境清掃部
		500	一般廃棄物収集運搬業務に関わる職員の安全衛生管理	職員が一般廃棄物収集運搬業務等に安全かつ衛生的に従事するため、産業医を設置しての健康管理、被服・保護具の購入及びクリーニング、破傷風予防等を行います。	環境清掃部
		501	清掃一部事務組合及び清掃協議会への分担金	ごみの中間処理（焼却、破碎等）等を23区で共同処理するため設立した東京二十三区清掃一部事務組合、及び連絡調整を図る東京二十三区清掃協議会への分担金を負担します。平成22年度からは、清掃負担の公平に伴う調整額も加算されています。	環境清掃部
		502	ごみの発生抑制に向けた普及啓発	ごみの減量や発生抑制に関する区民等の意識や行動の向上を目的として、啓発パンフレットを作成するとともに、児童・幼児等向け講座やごみ減量・リサイクル功労者表彰等を実施します。	環境清掃部
		503	一般廃棄物の収集運搬業務	粗大ごみを除く一般廃棄物の収集運搬が適切に行えるよう作業計画をたて、必要な車両や人員、機材等の配置を行います。また、資源・ごみ集積所の排出状況改善のため、排出指導や不法投棄対策を行います。	環境清掃部
		504	粗大ごみの収集運搬業務	粗大ごみの受付、収集、運搬を民間委託し実施しています。また、収集した粗大ごみを豊島区内にある豊島区と共同利用する施設で大型車に積替えてから東京二十三区清掃一部事務組合の粗大ごみ破碎処理施設に運搬しています。	環境清掃部
		505	有料ごみ処理券の交付等	「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づく廃棄物処理手数料の適正な徴収のため、粗大ごみ排出者と日量50kg未満のごみ（資源）を排出する事業者を対象とした有料ごみ処理券を、コンビニ等の取扱店で販売します。	環境清掃部
		506	本庁舎以外の区施設の資源回収	本庁舎以外の区施設について、本庁舎同様に資源をリサイクルし、ごみの減量化を図ります。	環境清掃部
		507	新宿清掃事務所等の管理運営	ごみの収集運搬、資源回収事業等を行う新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センター及び若宮町ストックヤードの管理運営を行います。	環境清掃部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部		
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	9 資源循環型社会の構築	508	新宿中継・資源センターの管理運営	新宿中継・資源センターの管理運営を行います。新宿中継・資源センターは、新宿区、中野区、杉並区、渋谷区及び練馬区の不燃ごみを受入れ、大型コンテナに積み替えて東京二十三区清掃一部事務組合の不燃ごみ処理センターまで運ぶことにより、収集作業の効率化と道路渋滞の回避、CO ₂ 排出削減等に貢献しています。また区が回収した資源の一時保管も行っています。	環境清掃部	
		509	リサイクル活動センターの管理運営	区民のごみ減量及びリサイクルの活動拠点として、指定管理者による管理運営のもと、不用品再利用事業やリサイクルに関する情報発信等を区民との連携により実施します。	環境清掃部	
		510	建設リサイクル事務	法律に基づき、一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事及び新築工事等について、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別処理に関する届出の受付、指導等を行います。	都市計画部	
	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	5 1 1 ①	観光と一体となった産業振興			
			「しんじゅく逸品」の普及	区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」に登録し、様々な方法での販売を通じて新宿の魅力を発信することで、来街者の増加による地域経済の活性化につなげます。	文化観光産業部	
			新宿ものづくりの振興	区内の事業所でものづくり産業に携わり、優れた技術・技能を持つ方を、新宿ものづくりマイスター「技の名匠」に認定します。また、ものづくり産業発信動画を活用し、区内外に広くPRすることで、区内のものづくり産業を志す人材の創出とさらなる活性化を図ります。	文化観光産業部	
		5 1 1 ②	地場産業の魅力発信	区が主催する行事等において、染色業及び印刷・製本関連業の魅力を発信することにより、地場産業に対する区民及び来街者の認知度を向上し、両地場産業団体の振興を図ります。	文化観光産業部	
		5 1 1 ③	中小企業新事業創出支援	中小企業者の革新性や技術力を活かした新事業の創出を支援するため、「新宿ビジネスプランコンテスト」において、創業期の事業者が持つ可能性を発掘・支援するとともに、「新製品・新サービス開発支援助成」では、中小企業者が取り組む新たな事業等に対する助成を行います。また、「新宿ビジネス交流会」では、中小企業者相互の交流の場を提供することにより、新事業の創出を支援します。	文化観光産業部	
		512	産業振興会議の運営	産業振興をより一層推進するとともに、効果的・効率的に施策を実施していくため、条例に基づき設置された新宿区産業振興会議を運営します。	文化観光産業部	
		513	中小企業支援ネットワーク会議の運営	中小企業の現状・課題に関する情報交換や施策検討などの場として、金融機関等とのネットワーク会議を運営します。	文化観光産業部	
		514	中小企業向け制度融資	区内中小企業が事業資金（運転・設備資金、環境改善・情報技術の導入資金等）の融資を低利で利用できるよう、取扱金融機関へ紹介を行います。あわせて、利子や信用保証料の助成を行います。	文化観光産業部	
		515	小規模事業者経営改善資金利子補給	区内小規模事業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金を受けている小規模事業者に対して、支払った利子の一部を補助します。	文化観光産業部	
		516	勤労者福利厚生資金貸付	区内中小企業に勤労者及び都内中小企業に勤める区民を対象に、住居移転、冠婚葬祭、医療、出産、教育、不慮の災害及び生活全般に必要な臨時の資金等に係る資金の融資が、低利で利用できるよう指定金融機関への紹介を行います。あわせて、保証料の助成を行います。	文化観光産業部	
		517	商工相談	商工相談員が中小企業者等に対して、経営全般に関する相談、診断及び助言などを行います。また、景気動向調査を年4回実施します。	文化観光産業部	
		518	新宿商談会	区内に本・支店のある金融機関と連携して中小企業とバイヤーの商談の場を設けることで、中小企業の販路拡大を支援します。	文化観光産業部	
		519	ビジネスアシスト新宿	中小企業者等の経営全般に係る相談に対し、専門家を派遣して支援を行います。また、事業者向けの行政書士無料相談会を行います。	文化観光産業部	
520	経営力強化支援事業	区内中小企業者、個人事業主の全業種を対象に、経営計画等策定支援をはじめとする、総合的な支援を行います。	文化観光産業部			
521	売上向上実践講座	企業や店舗が持つ潜在的な魅力を向上させ、売上向上に結びつける講演会や実践講座を開催します。	文化観光産業部			
522	地域商業活性化推進事業	地域経済の活性化と生活応援のため、プレミアム付商品券の発行を行います。	文化観光産業部			
523						

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	524	産業コーディネーターの活用	産業振興に関する専門的知識を有する学識経験者等を産業コーディネーターとして委嘱し、区内企業の経営改革・活性化のための事業の実施に活かします。	文化観光産業部
		525	事業承継支援	事業承継を検討するきっかけづくりとなるよう、円滑な事業承継に向けた基本的な考え方や手法、事例を踏まえたセミナーを行うほか、国等が行う各支援施策の情報発信を行います。	文化観光産業部
		526	地場産業団体の展示会等支援	地場産業の各団体が自主的・自立的に取り組む事業の経費を助成し、地場産業全体の活性化を図ります。また、金融機関と連携し、地場産業の販路開拓を支援します。	文化観光産業部
		527	地場産業団体分担金等	区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色業の業界が厳しい経営環境にある中、振興策として分担金の負担等を行うことで、総合的な育成及び振興を図ります。	文化観光産業部
		528	地場産業振興小野基金利子の運用	地場産業振興小野基金を活用し、地場産業振興を目的とした事業に対して、経費の一部を助成します。	文化観光産業部
		529	産業関連情報の発信	区の産業振興施策や各種産業情報を提供するため、区内中小企業者向けに、「新宿ビズタウンニュース」を年2回発行するとともに、メールマガジンを配信します。	文化観光産業部
		530	産業振興推進員の活用	区内中小企業の課題等の把握及び情報提供を行うため、専門的な知識や企業での事業実務経験を有する者を、産業振興推進員として採用し、配置します。	文化観光産業部
		531	産業会館の管理運営	中小企業支援の活動拠点としての位置付けに基づき、産業関係者の主体的な学習や相互交流の場を提供し、中小企業の活性化を推進します。	文化観光産業部
		532	高田馬場創業支援センターの管理運営	区内での創業や経営改革を目指す方に、オフィススペースを提供するとともに専門家による支援を行います。	文化観光産業部
	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	533	大学等との連携による商店街支援	大学等が持つ専門性や人的資源を活かしながら、商店街の抱える潜在的な課題の解決に向けた取組を支援していきます。また、大学等と地域（商店街）の連携・交流を進めることにより、商店街の魅力づくりを推進します。	文化観光産業部
		534	商店会情報誌の発行	商店会、商店主向けの情報誌を発行し、先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘など、商店経営、商店会活動の参考となる情報を提供することにより、商店会等の魅力的な取組を支援し、商店街の活性化を図ります。	文化観光産業部
		535	にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	商店会等が実施する、イベント事業や活性化事業、商店街路灯のLED化による省電力化事業等に対して、必要な費用の助成を行い支援することで、にぎわいにあふれ、環境にもやさしい商店街づくりの支援を行います。	文化観光産業部
		536	生鮮三品小売店活性化事業	区民に新鮮で良質な生鮮三品（鮮魚・青果・食肉食鳥）を提供する新宿区生鮮三品小売店連絡会が行う消費者との交流事業や、販売促進の取組等の自主的な活動に対する支援を行います。	文化観光産業部
		537	商店会サポート事業	区内の商店会及び商店街振興組合に適切な助言を行うことができる専門知識のある職員を、商店会サポーターとして採用し、配置します。	文化観光産業部
		538	新宿区商店会連合会への事業助成	地域商業の振興を図るため、新宿区商店会連合会が自主的に行う事業に対し、助成を行います。	文化観光産業部
		539	商店街消費拡大推進事業	商店街における消費拡大と活性化を図るため、区内全域の商店街でスピードくじ方式の抽選券を配布するなどのキャンペーンを、新宿区商店会連合会に委託して実施します。	文化観光産業部
		540	商店街空き店舗情報の提供	民間不動産会社の持つ区内空き店舗情報を活用した商店街空き店舗検索サイトを運営し、商店街の空き店舗での開業を促進します。	文化観光産業部
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	541	新宿の魅力としての文化の創造と発信	新宿の文化資源を活用した多様な主体による文化芸術イベントを集約し、音楽・美術・演劇・伝統芸能・パフォーマンス・まち歩き・歴史探訪など、幅広いジャンルのイベントからなる「新宿フィールドミュージアム」として実施することにより、文化芸術の振興を図り、新宿のまちの魅力を創造・発信します。また、魅力ある文化情報をさらに発信するため、ICTを活用した文化情報の発信強化等の実施に向け、検討を進めます。	文化観光産業部
		542	新宿の歴史・文化の魅力向上	区内の文化財、文化施設を巡るイベント等を開催し区の魅力をPRするとともに、区ゆかりの人物・文化財等を貴重な文化歴史資源として全国に広く情報発信し区内回遊を促進します。また、令和9年度には、漱石山房記念館が開館10周年を迎えることから、10周年記念企画を実施します。令和10年度には、新宿歴史博物館が開館40周年を迎えることから、40周年記念企画の実施に向けた検討を進めます。	文化観光産業部
		543	大新宿区まつり	「ふれあいフェスタ」「新宿まちフェス」の2つの主要イベントと商店街などが開催する協賛イベントからなる「大新宿区まつり」を区内各所で開催し、人々の交流の輪を広げるとともに、にぎわいを創出します。	文化観光産業部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	544	文化体験プログラム	専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図りながら、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用した魅力あるプログラムを提供し、気軽に本格的な文化体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行います。	文化観光産業部
		545	名誉区民選定委員会の運営	名誉区民の選定にあたり、その人選に関する区長の諮問機関として設置・運営しています。現在までに20名の方々を名誉区民として選定しています。	総務部
		546	名誉区民周知事業	名誉区民を広く区民に周知し、区民が身近に感じ、親しみを持ってもらうための周知事業を行います。	総務部
		547	新宿未来創造財団運営助成（文化財、郷土資料調査研究）	公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、文化財、郷土資料の調査研究等を進めます。また、高田馬場流鏑馬の公開、伝統芸能フェスティバル、特別展・所蔵資料展等の普及啓発事業を行います。	地域振興部 文化観光産業部
		548	文化財保護審議会の運営	文化財保護審議会は、教育委員会の文化財に関する諮問に応じて、文化財の保存・活用に関して審査、審議し、教育委員会に答申し、意見を述べる機関であり、その運営を行います。	文化観光産業部
		549	文化財保護保存調査等	文化財の周知や文化財保護の啓発を行い、また文化財調査や都市開発事業等により破壊の恐れのある埋蔵文化財を保護し、活用を図ります。	文化観光産業部
		550	文化財協力員の活用	区内に多数所在している文化財資料・歴史資料の発掘、所在・現状調査を文化財協力員とともにに行い、それらを活用していく体制づくりを行います。	文化観光産業部
		551	夏目漱石記念施設整備基金積立金	漱石山房記念館のさらなる魅力向上を図ることを目的に、夏目漱石に関する資料収集や展示整備を行うため、新宿区夏目漱石記念施設整備基金を活用します。また、引き続き寄付の募集を行い、あわせて漱石山房記念館のPRIに努めていきます。	文化観光産業部
		552	ミニ博物館の充実	区内の文化財を有する寺社等や地場産業・伝統工芸等をミニ博物館として整備し、区民の身近な文化資産として一般公開します。	文化観光産業部
		553	新宿歴史博物館の管理運営	新宿歴史博物館は、郷土資料の収集保存・調査研究・公開、地域の歴史と文化を守り継承するために設置された施設であり、その管理運営（指定管理者）を行います。	文化観光産業部
		554	林芙美子記念館の管理運営	作家・林芙美子の旧居を記念館として整備・公開し、貴重な資料を展示するとともに、林芙美子に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営（指定管理者）を行います。	文化観光産業部
		555	佐伯祐三アトリエ記念館の管理運営	洋画家・佐伯祐三のアトリエを記念館として整備し、アトリエ内部を公開するとともに、佐伯祐三に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営（指定管理者）を行います。	文化観光産業部
		556	中村彝アトリエ記念館の管理運営	洋画家・中村彝のアトリエを記念館として整備し、アトリエ内部を公開するとともに、中村彝に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営（指定管理者）を行います。	文化観光産業部
		557	漱石山房記念館の管理運営	文豪・夏目漱石にとって初の本格的記念館「漱石山房記念館」において、漱石が晩年を過ごした「漱石山房」を再現し公開するとともに、漱石の作品や功績を広く発信するなど、その管理運営（指定管理者）を行います。	文化観光産業部
		558	文化芸術振興会議の運営	「新宿区文化芸術振興基本条例」に基づき、区長の附属機関として設置した新宿区文化芸術振興会議を運営します。新宿区における文化芸術振興について、調査審議、提言を行います。	文化観光産業部
		559	乳幼児文化体験事業	乳幼児とその保護者等へ文化芸術体験の機会の提供を行い、子どもの生きる力と豊かな心を育くむとともに、文化芸術の次代の担い手の育成を図ります。	文化観光産業部
		560	国内友好都市交流の推進	友好提携を結んでいる長野県伊那市との友好交流を進めます。	文化観光産業部
561	新宿文化センターの管理運営	区内における文化芸術活動の拠点として、文化芸術活動の更なる活性化を進めていくため、新宿文化センターの管理運営（指定管理者）を行います。	文化観光産業部		
562	新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）	公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域と友好都市等との交流の推進等を行います。	地域振興部 文化観光産業部		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	563	新宿ブランドを活用した取組の推進			
		563①	魅力ある観光情報の発信	国際観光都市としての魅力とブランド力の向上を図るため、官民一体で新宿の観光振興を担っている一般社団法人新宿観光振興協会の情報媒体を活用して観光情報を発信します。新宿ならではの新たなスポットや隠れた観光資源、まちの記憶である文化歴史資源、イベントやグルメ等、新宿の持つ多様な魅力を観光客の視点から発信していきます。	文化観光産業部	
			観光資源を活かした区内回遊性の向上	区内のパブリックアートをはじめとした魅力あるスポット等の新しい観光資源を発掘するとともに、まちの記憶である文化歴史資源と併せて、「新宿観光マップ」により情報発信します。また、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」を運営し、新宿の多彩な文化観光資源を発信するとともに、新たな区内回遊促進策を検討します。	文化観光産業部	
		564	新宿観光案内所の運営	一般社団法人新宿観光振興協会への事業助成等を行い、新宿観光案内所を、新宿の懐の深さや高いポテンシャルを発信する拠点にして、新宿を訪れる多くの方々に、区内の各エリアの魅力を提供することで回遊性を高め、何度も訪れたいくなる国際観光都市・新宿を目指します。	文化観光産業部	
		565	一般社団法人新宿観光振興協会を中心とした新宿の魅力の発信	一般社団法人新宿観光振興協会への事業助成等を行い、各種媒体による観光情報の発信やイベントによる賑わい創出等を推進します。	文化観光産業部	
		566	新宿フリーWi-Fiの運用	訪日観光客から特に要望が多い無料公衆無線LAN環境を運用するとともに、一般社団法人新宿観光振興協会による観光用ポータルサイトと連携した集客力や回遊性の向上を図ることにより、旅行者が何度でも訪れたいくなるまちづくりを進めます。	文化観光産業部	
		567	観光関連団体との事業連携・情報交換	一般社団法人新宿観光振興協会や他自治体等の観光関連団体と事業連携し、情報の交換と相互周知を行い、新宿の魅力を広く区内外に発信して地域活性化を図ります。	文化観光産業部	
		568	多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進(さくらのライトアップ事業周知)	ライトアップされる神田川、妙正寺川等をはじめとした区内各地のさくらの名所について、マップ等により広く発信していきます。	文化観光産業部	
		569	ふるさと納税管理事務	区内で生産・加工された商品が手に入るモノ消費と、新宿ならではの体験ができるコト消費などの返礼品を導入し、新宿区への寄附を広く募ります。	総務部	
	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	570	新中央図書館等の建設	「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。	総合政策部 教育委員会 事務局	
		571	スポーツ環境の整備			
		571①	「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定から10年が経過し、区民を取り巻くスポーツ環境や社会情勢は大きく変化しました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承や、パラスポーツを通じた「共生社会」の実現など、スポーツ施策に求められる新たな課題も踏まえ、「新宿区スポーツ環境整備方針」を改定します。	地域振興部	
			571②	スポーツコミュニティの推進	「新宿区スポーツ環境整備方針」の基本理念を持続的・継続的な視点を持って着実に推進するため、スポーツ体験イベントを実施します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承と、スポーツを通じた「共生社会」の実現に向けて、パラスポーツの体験会、障害者向け運動教室を実施します。	地域振興部
		571③	総合運動場の整備	現在の戸山公園根山地区多目的運動広場の機能を保ちつつ、より快適に・多種目・多目的に使用できる総合的な運動場としての整備を行います。また、引き続き東京都へ積極的な働きかけを行います。	地域振興部	
571④		「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用し、スポーツ施設を整備することにより区民のスポーツへの参加を促進します。	地域振興部		
572		図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）	図書館利用者に幅広い知識や情報を提供するため、多様な図書館資料の収集・所蔵・提供を図っています。あわせて、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、図書館独自で作成できるデジタル情報を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指します。	教育委員会 事務局		
573	子ども読書活動の推進	「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。	教育委員会 事務局			
574	新宿未来創造財団運営助成	生涯学習の拠点機能を担う公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進し、区民のニーズに応える総合的な生涯学習事業を展開します。	地域振興部			
575	学校施設等の活用	学校教育に支障のない範囲で、区立小・中学校等の校庭・体育館・特別教室等を活用し、区内スポーツ・学習・文化活動の場として地域に活用します。	地域振興部			

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを 楽しむ環境の充実	576	運動広場の開放	北新宿公園多目的広場、新宿こ・から広場多目的運動広場のほか、都立戸山公園（箱根山地区）多目的運動広場など他自治体や民間等との協定により、運動広場をスポーツの場として開放します。	地域振興部
		577	スポーツ推進委員の活動	「スポーツ基本法」に基づき委嘱するスポーツ推進委員は、スポーツコミュニティの醸成に向けた地域スポーツ推進の役割を担います。	地域振興部
		578	スポーツ環境会議の運営	「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づき、区民・スポーツ団体・事業者・学識等によって構成する「スポーツ環境会議」を設置し、意見交換を行うとともに、社会的な変化に伴う区民ニーズの多様化にも対応できる体制づくりを検討します。	地域振興部
		579	区民ギャラリーの管理運営	区民等に創作品を展示・発表する場を提供し、区民の創作意欲を促進するため、区民ギャラリーの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		580	ギャラリー“みるっく”の運営	区内スポーツ施設等を使用し、絵画・写真等を展示できます。区民の創作品を発表する場を提供することにより、区民の創作意欲を促進します。	地域振興部
		581	生涯学習館の管理運営	区民等に様々な生涯学習の機会と場所を提供するため、生涯学習館の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		582	新宿スポーツセンターの管理運営	区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、新宿スポーツセンターの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		583	新宿コスミックスポーツセンターの管理運営	区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、新宿コスミックスポーツセンターの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		584	公園内運動施設の管理運営	西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場及び妙正寺川公園運動広場の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		585	大久保スポーツプラザの管理運営	区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、大久保スポーツプラザの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		586	四谷スポーツスクエアの管理運営	スポーツ・文化的活動・相互交流及び会議の新たな場を提供するため、四谷スポーツスクエアの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部
		587	図書館資料の充実	区立図書館の資料の充実を図るとともに、地域の課題解決や学習に役立つ多様なデータベースの情報を提供し、利用者の調査研究を支援します。	教育委員会事務局
		588	図書館の管理運営	図書館奉仕員の雇用、図書館運営協議会の開催、図書館サポーター制度の活用のほか、施設の維持管理を行い、区立図書館を運営します。	教育委員会事務局
		589	障害者への図書館サービス	活字を読むことが困難な方のために対面朗読、録音図書の製作・貸出等を行うとともに、図書館への来館が困難な方に配本サービスを提供します。	教育委員会事務局

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	15 多文化共生のまちづくりの推進	590	多文化共生のまちづくりの推進	国籍や民族等が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。多文化共生のまちづくりを推進するため、「新宿区多文化共生まちづくり会議」を運営し、提言を踏まえた施策の検討・実施に取り組みます。あわせて、関連事業である外国人への情報提供や外国人相談、日本語学習支援、しんじゅく多文化共生プラザを拠点としたネットワーク事業などに総合的に取り組んでいきます。	地域振興部
		591	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営	日本語学習コーナー、資料・情報コーナー、外国人相談コーナー、多目的スペースを有するしんじゅく多文化共生プラザを拠点として、多文化共生のまちづくりを進めます。	地域振興部
		592	多文化共生連絡会の運営	地域住民や活動団体の情報交換や活動をPRできる場として「新宿区多文化共生連絡会」を運営することで、多文化共生のために活動する人々を支援し、ネットワーク化を進めます。	地域振興部
		593	外国人への情報提供	外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、新宿生活スタートブック・外国人住民のための生活情報紙・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。	地域振興部
		594	外国人相談窓口の運営	日常生活等の悩み事や、わからないことについて気軽に相談できる多言語（英語、中国語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語）による相談窓口を設置・運営します（区役所及びしんじゅく多文化共生プラザ）。	地域振興部
		595	日本語学習への支援	新宿区で生活する外国人の言語に対する不安を取り除くため、しんじゅく多文化共生プラザ等区内10か所において日本語教室を開催するほか、区立学校に通う小学校4年生から中学校3年生を対象とした子ども日本語教室の運営を行います。	地域振興部
		596	国際交流事業	国際交流を促進させ、多様な文化の相互理解を深めることを目的に、外国人と地域住民とが交流する事業を、各種団体と連携して行います。また、友好提携を結んでいるギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区との交流を行います。	地域振興部
		597	外国人留学生学習奨励基金	留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要としている区内在住の学業成績優秀な外国人留学生に対し、学習奨励金を支給します。	地域振興部
		598	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	新宿区に居住し、経済的理由で就学が困難と認められる学校法人東京朝鮮学園・東京韓国学園及び東京中華学校に通学している児童・生徒の保護者を対象に助成します。	地域振興部
	599	窓口等における多言語対応の推進	タブレット端末を利用したテレビ通訳システムを導入し、窓口等において職員と外国人住民の円滑なコミュニケーションを促進します。	地域振興部	
	16 平和都市の推進	600	平和啓発事業の推進	「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進します。平和の尊さを感じる機会として戦争と平和に関する資料・ポスター展示やコンサート等を行うとともに、地域における平和の担い手を育むため被爆地の広島・長崎へ区民の親子を派遣します。さらに、平和派遣に参加された方々で構成する「新宿区平和派遣の会」と協働し、様々な平和啓発事業を行うことで、戦争の悲惨さと平和の大切さを共有し次世代に伝えていきます。	総務部 教育委員会 事務局

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部		
IV 健全な 区財政の 確立	1 効果的・効率的な 行財政運営	601	公民連携（民間活用）の推進	民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度を活用し、様々な分野にまたがる民間との連携を推進していきます。また、実証実験の企画提案を募集し、質の高い行政サービスの提供につながることが見込まれる企画提案について、実証実験の場の提供・資金の補助・事業周知による支援を行います。さらに、民間事業者等を対象に既存のプラットフォームや関係団体へのアウトリーチ型の制度周知・情報発信を行い、公民のパートナーシップを深めていきます。	総合政策部	
		602	効果的・効率的な業務の推進			
		602①	業務改善・業務の見直しの推進	区民サービスの向上や働き方改革への対応につなげるため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA、文章生成AI等のICTの活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいきます。	総合政策部	
			602②	滞納整理業務の一元化	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に担当する部門を新たに設置するとともに、滞納整理業務の一元化に係るシステムの整備等を進め、区民の負担軽減や業務の効率化を図ります。また、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理業務部門との情報共有・連携やシステムの整備等を進め、区民の生活状況に応じた納付相談等を実施していきます。	総合政策部 総務部 福祉部 健康部
		603	基幹業務システム基盤の整備	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムの導入及び国が整備するガバメントクラウドの活用に向けて、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピュータ（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費削減を図ります。	総合政策部	
		604	行政評価制度の推進	区が行う施策や事業を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に、「新宿区総合計画」の個別施策や「実行計画」に掲げる事業を中心に行政評価を実施します。このことにより、行財政運営におけるPDCAサイクルの強化を図っていきます。	総合政策部	
		605	広聴活動	区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果はホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。	総合政策部	
		606	区民の声委員会の運営	区政に関する区民からの苦情を公正かつ中立的な立場から処理する機関として、区民の声委員会を設置・運営しています。これにより、区政の透明性を高め、区民からの信頼を確保します。	総合政策部	
		607	区民意見システムの運用	区民意見システムにより、区民の意見、要望や問い合わせを一体管理し、集積されるデータや分析結果を活用し、回答処理の迅速性、的確性を高めます。	総合政策部	
		608	広報活動	広報新宿（点字版・声の広報を含む）、区ホームページ、SNS、映像による広報、定例記者会見、パブリシティ活動、広報車、「くらしのガイド」等により、区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を提供します。	総合政策部	
		609	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営	区が保有する情報を積極的に区民等に提供することにより区の説明責任を全うします。また、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保します。	総合政策部	
		610	区政情報センターの運営	区政情報センターは、中央図書館区役所内分室、行政資料コーナー、区民相談コーナー、情報コーナーにより構成され、区政に関する区民等からの相談や区政情報の提供を行います。	総合政策部	
		611	新公会計システムの運用	発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた新公会計に対応したシステムに基づき財務書類4表を作成し、区の資産と負債の評価や行政コストについて財政情報の開示を行います。	総合政策部	
		612	予算編成事務	「地方財政法」の地方財政運営に関する基本原則をはじめ、法令や社会経済状況に即して予算の調製を行います。また、毎年6月と12月には歳入歳出の執行状況や財産等の財政状況を公表します。	総合政策部	
		613	区債の発行及び償還等	区債の発行とその償還を行います。	総合政策部	
		614	電子計算組織の運用	住民記録・税等の区の基幹業務システムや、財務会計・文書管理等内部情報システムを効率的に運用します。	総合政策部	
615	電子区役所の推進	区民によりよいサービスを効率的に提供するため、社会保障・税番号制度の活用を図る等、利便性の高い電子区役所を推進します。	総合政策部			

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	616	基金積立金	年度間の財源調整を図るための財政調整基金、区債の償還財源確保のための減債基金など、必要な財源を確保するための基金の積立を行います。	総合政策部
		617	行政不服審査制度の運営	「行政不服審査法」に基づく審査請求があった場合に、弁護士等による審理員が審理するとともに、有識者から成る新宿区行政不服審査会に諮問し、審査庁の判断を公正、中立に審査します。	総合政策部 総務部
		618	特別職報酬等審議会の運営	区長の諮問に応じ、区長や議員等の特別職報酬等の額について審議します。審議会の委員は10名で、区内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が任命します。	総務部
		619	庁用自動車の維持管理	特別職の職務を円滑に進めるため、特別職等連絡車（2台）を運行し、維持管理します。	総務部
		620	公益保護通報制度の運営	区の公益を保護するための通報の仕組みを定めています。これにより、区の公益を害する事実を早期に発見し、是正します。公益保護委員は3名で、任期は2年です。	総務部
		621	契約事務	工事の請負、物品の買入れ・売却、業務の委託等の契約に関する事務や、入札参加資格審査に関する事務を行います。	総務部
		622	電子調達システム等の運用	電子調達システム（入札情報、資格審査申請受付、入札）及び電子契約サービスの利用により、業務の効率化と迅速化、入札の透明性や競争性の向上、企業の負担軽減を図ります。	総務部
		623	労働報酬等審議会の運営	「新宿区公契約条例」の制定に伴い、同条例により設置されている新宿区労働報酬等審議会の運営に係る業務を行います。	総務部
		624	検査事務	「新宿区契約事務規則」により任命された検査員が、工事の請負、物品の買入れ、業務の委託等の契約の履行に関する検査を行います。検査に合格したときは、直ちに検査証を作成します。	総務部
		625	全国市長会等負担金	市（区）政に関し中央と地方の連絡調整、地方自治法の規定に基づく内閣や国会に対する意見の申し出等を行う機関としての全国市長会に加入しています。	総務部
		626	特別区人事・厚生事務組合等分担金	23区全体で共同して行う事業を効率的に運営するために、特別区協議会・特別区人事厚生事務組合・特別区長会事務局へ分担金を支払います。	総務部
		627	税に関する正しい知識の普及啓発	副読本（小・中学生向けリーフレット）を配布し、税知識の普及啓発を図ります。ホームページ等で税金に関する情報を提供するほか、税理士会の協力により税の無料相談を実施します。納税貯蓄組合連合会への事業助成を行います。	総務部
		628	区税収納率の向上	納税推進計画を策定するとともに、滞納整理支援システムや納税催告センターを活用し、徴収力を強化しています。東京都との連携やインターネット公売を利用した滞納整理を行います。さらに、在宅で納付できるクレジットカード納付やペイジー納付を導入し、納付の機会を拡大しています。	総務部
		629	課税事務の効率的な運営	課税資料管理システムの運用など、課税事務の一層の効率化、適正化を図ります。	総務部
		630	住民基本台帳人口調査	町丁別世帯数・人口報告、年齢別人口報告、住民基本台帳月報、主要国籍別人員調査表などを調査・作成します。	地域振興部
		631	各種統計調査	「統計法」等に基づき、国勢調査、経済センサス、学校基本調査などの統計調査を行います。	地域振興部
		632	学校等警備委託	学校での火災や盗難、その他の不良行為に迅速に対応するための機械警備や、有人による学校施設管理、学校安全管理業務を委託により効果的・効率的に実施します。	教育委員会事務局
		633	学校用務委託	用務職員の退職不補充に伴う職員数の不足に対応するため、区の施設運営における民間活用の推進や業務の委託化への取組に関する方針を踏まえ、学校用務業務を民間委託します。	教育委員会事務局
		634	会計事務	会計室は、区の会計機関として、現金及び有価証券の出納保管、支出負担行為の確認、支出命令の審査、物品の出納保管及び財産の記録管理、決算の調製等を行います。	会計室
		635	監査事務	監査委員は、区の事務事業の執行について、最少の経費で最大の効果をあげているか、法令等に従って適正に行われているかなどについて監査を行います。	監査事務局
636	選挙事務	選挙管理委員会事務局は、「公職選挙法」のほか、「地方自治法」等の定めにより、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務、「地方自治法」に基づく直接請求事務、検察審査員候補者及び裁判員候補者選定に関する事務等を行います。	選挙管理委員会事務局		
637	議会事務	区議会事務局は、本会議や委員会の運営の補助、インターネットによる議会中継、請願・陳情の受付や区議会だよりの発行などの事務を行います。また、議会活動を助けるために必要な資料の収集や調査を行います。	議会事務局		

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部	
IV 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	638	区有施設等の長寿命化			
		638①	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	個別施設計画の実施方針に基づき、区有施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方に立った中長期修繕計画による、適切な修繕を行います。	関係部	
		638②	区立住宅の維持保全	「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善を実施し、区立住宅の有効な活用を図ります。	都市計画部	
		638③	道路の維持保全	道路施設のアセット・マネジメントの考え方にに基づき、計画的に修繕を実施し、区道の安全な維持管理を行います。	みどり土木部	
		639	区有施設のマネジメント			
		639①	牛込保健センター等複合施設の建替え	牛込保健センター等複合施設前面の外苑東通り拡幅事業による施設への影響や、施設使用上の課題の解決、新宿生活実習所の定員の拡充等を図るため、牛込保健センター等複合施設の建替えを行います。建替え工事中は、牛込保健センターは旧都立市ヶ谷商業高等学校に、新宿生活実習所は旧都立市ヶ谷商業高等学校及び細工町高齢者在宅サービスセンターに、弁天町保育園は鶴巻南公園（仮園舎）に、榎町高齢者総合相談センターは防災センターに、それぞれ移転し施設の運営を行います。	福祉部 子ども家庭部 健康部	
		639②	旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地を、福祉、防災、教育等に資する場として、隣接する牛込第一中学校の敷地と一体で活用し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置や防災広場の整備、牛込第一中学校の建替えを行います。また、中町図書館を移転し、牛込第一中学校に併設します。	総合政策部 総務部 福祉部 教育委員会 事務局	
		640	本庁舎整備検討調査	区役所本庁舎及び分庁舎は、機能の分散化や窓口の待合スペースの混雑など様々な課題を抱えているため、今後のあり方について、調査・検討を実施します。	総合政策部	
		641	西新宿七丁目事務所建設負担金	都と区の合築施設である、西新宿七丁目事務所（現新宿都税事務所及び健康部分室等）を建替えます。建築工事等を都が実施するため、都に対して負担金を支払います。	総務部	
		642	庁舎の維持管理	区役所本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎及び第二分庁舎分館の施設の維持管理等を行います。	総務部	
		643	区公共施設の計画保全	区施設の管理者へ、予防保全を目的とした修繕計画を提案します。また、「建築基準法」に基づく法定点検や改修内容のデータ化の業務委託を実施し、その結果に基づきデータを更新して、修繕計画に反映させます。	総務部	
		644	土木アセットマネジメントシステムの運用	道路や公園など土木施設の台帳を土木アセットマネジメントシステムで管理します。また、路面性状調査など必要な調査、点検を定期的実施し、結果をシステムに取り込み解析することで、資産の長寿命化や予算の平準化を図ります。	みどり土木部	
		645	区有財産の管理	区が所有する土地及び建物等の公有財産のうち、各部の事務事業の用に供している財産（行政財産）の管理・総合調整、事務事業の用に供していない財産（普通財産）の有効活用等を行います。	総務部	
646	新宿区土地開発公社への運用資金貸付金等	土地の先行取得に必要な金融機関からの借入金に対する債務保証を行います。また、借入金等の返済に必要な資金の貸付けや事務費等を負担しています。	総務部			

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部		
V 好感度 1番の 区役所	1 行政サービスの向上	647	多様な決済手段を活用した電子納付の推進 公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性の向上を図ります。	総合政策部 総務部 地域振興部 福祉部 健康部		
		648	行政手続のオンライン化等の推進 行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、共同運営電子申請サービス及びマイナポータル・びったりサービスを活用した電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。	総合政策部 総務部 地域振興部		
		649	オープンデータの活用推進 区が保有する公共データを誰もが自由に二次利用できるようにするため、オープンデータカタログサイトを運用しています。オープンデータを活用した官・民・学の連携による地域課題の解決に取り組めるよう、利用者のニーズに応じて、公開するデータを順次増やしていきます。	総合政策部		
		650	コールセンターの運営 区民の多様なライフスタイルに対応するため、新宿区コールセンターを運営し、土曜、日曜、夜間も含め、電話・FAXによる区政に関する簡易な問い合わせに回答します。	総合政策部		
		651	窓口案内業務委託 窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮等を図るため、窓口の案内・申請書の記入方法についての説明・誘導を行うフロアアシスタントを委託により配置しています。（税務・戸籍住民・医療保険年金・高齢者医療担当）	総務部 地域振興部 健康部		
		652	コンビニ交付 マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書及び特別区民税・都民税証明書を発行します。	総務部 地域振興部		
		653	特別出張所の管理運営 地域の「ミニ区役所」として、窓口サービスを提供し、コミュニティ支援を行う特別出張所（10所）の管理運営を行います。	地域振興部		
		654	自動車臨時運行許可事務 未登録または車検証の有効期限が切れた自動車が検査登録・整備・廃車等のための回送を目的として特例的に運行する場合の臨時運行に関する許可事務（申請受付・審査・許可証の交付、番号標の貸与）を行います。	地域振興部		
		655	戸籍事務 「民法」「戸籍法」等に基づく戸籍届出の受理、戸籍・附票の記載、他区市町村への通知、埋火葬・改葬の許可、戸籍謄抄本等戸籍証明の交付等の事務を行います。	地域振興部		
		656	住民基本台帳事務 「住民基本台帳法」に基づき、日本人及び外国人住民の転入転出等異動届出の受理、住民基本台帳の整備、住民票の写し等証明書の交付、居住実態の調査を行います。	地域振興部		
		657	印鑑登録事務 「新宿区印鑑条例」に基づき、印鑑登録（登録・廃止・印鑑登録証引替交付）や印鑑登録証明書の交付事務を行います。	地域振興部		
		658	中長期在留者住居地届出等事務 「出入国管理及び難民認定法」等に基づく新規入国後の住居地届出、住居地の変更届出、特別永住許可申請受付、特別永住者証明書の交付等の事務を行います。	地域振興部		
		659	個人番号カードの交付等 「番号法」に基づき、新たに住民基本台帳に登録された方へマイナンバーを指定し、個人番号通知書によりマイナンバーを通知し、希望者からの申請によりマイナンバーカードを交付します。また、「公的個人認証法」に基づき、電子証明書発行等の事務を行います。	地域振興部		
		660	住民記録・印鑑登録システムの運用等 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、現行の住民記録・印鑑登録システムを法に基づく標準システムへ移行させ、区民の利便性の向上を図ります。	地域振興部		
		2 職員の能力開発、意識改革の推進		661	自治体DXを推進する人材の育成 区は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、区民の利便性の向上や、業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。これまでもDXの推進に取り組んできましたが、全庁を挙げてさらに進めていくためには、職員一人ひとりの意識改革やスキルの習得が必要です。このため、DXに取り組む人材の育成を計画的に進めていきます。	総合政策部 総務部
				662	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成 「新宿区人材育成基本方針」に基づき、実務を遂行するうえで欠かせない知識や法令等の基礎的能力向上とともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を継続するほか、職員一人ひとりの意欲を高め、職場づくりに取り組むため、スマートワーキングや、ハラメントのない職場づくりを推進します。	総務部
				663	新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上 区が直面する課題を的確に把握・分析し、区民ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していくため、区職員と学識経験者が連携して政策研究と政策提言を行う新宿自治創造研究所を運営し、区の政策形成能力を高めます。	総合政策部
				664	目標管理型人事考課制度の推進 目標管理型の人事考課制度を推進することにより、現場・現実を重視し、多様化・高度化するニーズに対応できる行政感覚を備える職員を育成するとともに、配置管理、昇給・昇任の適正化を図り、組織力を向上させます。	総務部

区の既存事業一覧

基本政策	個別施策		事業名	事業概要	所管部
V 好感度 1番の 区役所	3 地方分権の推進	665	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	都区制度改革や地方分権改革の取組の中で、住民に最も身近な基礎自治体としての特別区が、“自己決定・自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるよう、特別区長会や全国市長会等を通じ、国や都に対して働きかけていきます。	総合政策部
		666	自治基本条例の推進	新宿区の自治のあり方の基本理念、基本原則を明らかにする「新宿区自治基本条例」の区民への周知を引き続き図るとともに、自治のまち新宿の実現に向けて更なる自治の推進を図ります。	総合政策部
	人事制度全般	667	人事給与事務	職員の人事や給与に関する事務を行います。	総務部
		668	職員表彰	新宿区に永年勤続している職員、永年勤続し退職する職員及び善行等他の模範となる行為を行った職員を表彰します。	総務部
		669	職員の健康管理	職員の健康診断、健康相談及び健康教育を行い、職員ひとりひとりの健康の保持増進及び職務能率の向上を図ります。	総務部
		670	職員の福利厚生	職員の福利厚生の充実を図り、また、職務執行上必要な被服を貸与します。	総務部
		671	学校職員の福利厚生	学校職員（教職員を含む）の勤務能率向上を図るため、各種健康管理事業や被服の貸与等を行います。	教育委員会事務局